

## 会 議 記 録

|       |     |  |
|-------|-----|--|
| 会議名称  |     | 第55回杉並区環境清掃審議会   |
| 日時    |     | 平成25年7月1日(月)午後2時01分~午後4時39分  |
| 場所    |     | 区役所第4会議室   |
| 出席者   | 委員名 | 柳下会長、秋田委員、東委員、植田委員、木村委員、杉之原委員、寺田委員、内藤委員、中崎委員、松木委員、花形委員、平田委員、矢島委員、和田委員<br><span style="float: right;">(14名)</span>  |
|       | 区側  | 環境部長、環境課長、ごみ減量対策課長、地域エネルギー対策担当課長、杉並清掃事務所長、みどり公園課長、放射能対策担当課長、清掃事務所方南支所担当課長  |
| 傍聴者数  |     | 0名   |
| 配付資料等 | 事前  | 「杉並区みどりの基金」の運営状況について<br>「平成24年度杉並区みどりの実態調査(第9回)結果の報告について<br>「都市のみどりを守るフォーラム2013」の開催について<br>高円寺みどりのベルトづくりの取り組みの報告について<br>一定規模以上の開発等に係る報告(緑化・4件)<br>杉並区地域エネルギービジョンの策定について<br>杉並区一般廃棄物処理基本計画の改定について<br>第54回会議録(案)<br>杉並区環境基本計画の改定について 答申(案)   |
|       | 当日  | 第55回杉並区環境清掃審議会次第<br>第55回杉並区環境清掃審議会席次表<br>杉並区環境清掃審議会委員名簿  |
| 会議次第  |     | 第55回杉並区環境清掃審議会<br>1 会長挨拶<br>2 第54回会議録(案)の確認<br>3 会議内容<br>諮問事項<br>(1) 杉並区環境基本計画の改定について<br>報告事項<br>(1) 「杉並区みどりの基金」の運営状況について<br>(2) 平成24年度杉並区みどりの実態調査(第9回)の結果の報告について<br>(3) 「都市のみどりを守るフォーラム2013」の開催について<br>(4) 高円寺みどりのベルトづくりの取り組みの報告について<br>(5) 一定規模以上の開発等に係る報告(緑化・4件)<br>(6) 杉並区地域エネルギービジョンの策定について<br>(7) 杉並区一般廃棄物処理基本計画の改定について<br>4 その他 |

| <p>発言者</p>      | <p>第55回環境清掃審議会発言要旨 平成25年7月1日(月)<br/>           発言要旨</p>  |
|-----------------|--|
| <p>環境課長</p>     | <p>皆様、こんにちは。<br/>           環境課長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。<br/>           これから第55回環境清掃審議会を開会させていただきます。まず本年4月1日に人事異動がございましたので、異動のありました説明員をご紹介させていただきます。改めまして、環境課長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>   |
| <p>ごみ減量対策課長</p> | <p>続きまして、ごみ減量対策課長でございます。</p>   |
| <p>環境課長</p>     | <p>よろしくお願いいたします。</p>   |
| <p>杉並清掃事務所長</p> | <p>杉並清掃事務所長でございます。</p>   |
| <p>環境課長</p>     | <p>よろしくお願いいたします。</p>   |
| <p>方南支所担当課長</p> | <p>方南支所担当課長でございます。</p>   |
| <p>環境課長</p>     | <p>よろしくお願いいたします。</p>   |
| <p>環境課長</p>     | <p>また、6月13日付で区議会の職の交代に伴いまして、当審議会の委員が変更になってございます。杉並区議会議員のM委員とN委員でございます。本日はお二人ともご欠席でございます。<br/>           それでは、次に本日の委員の出欠状況でございますが、本審議会22名の委員に対しまして、ただいま14名のご出席をいただいております。過半数の定足数に達しておりますので、この第55回杉並区環境清掃審議会は有効に成立してございます。<br/>           また、本日の傍聴者でございますが、現時点ではございません。<br/>           それから、委員の変更によりまして、一部座席の変更をしてございます。現在お座りいただいている席でよろしゅうございましょうか。<br/>           よろしいですね。では、次に本日の資料の確認をさせていただきます。事前に郵送でお送りいたしました資料でございます。報告事項に関するものでございますが、「杉並区みどりの基金の運営状況」、「平成24年度杉並区みどりの実態調査(第9回)結果」、「都市のみどりを守るフォーラム2013の開催」、「高円寺みどりのベルトづくりの取り組み報告」、「一定規模以上の開発に係る報告」で、緑化の関係が4件ございます。そして「地域エネルギービジョンの策定について」、「杉並区一般廃棄物処理基本計画の改定について」、そして、第54回の審議会の、前回の会議録の案をお送りさせていただいております。</p> |

|                |   |
|----------------|---|
| <p>会 長</p>     | <p>す。それから、本日の諮問事項に関するもので、「杉並区環境基本計画答申（案）」をお送りさせていただいております。</p> <p>それから本日、席上に次第、席次、そして名簿を配付させていただいております。何か過不足はございませんでしょうか。大丈夫でございますか。</p> <p>なお、本日お配りさせていただいております、ファイルについては次回以降も使わせていただきますので、お帰りの際はそのまま机の上に置いたままお帰りいただいて結構でございます。よろしく申し上げます。</p> <p>本日は今の資料に基づきまして、報告事項が7件、諮問事項が1件でございます。それでは、ここから会長に議事の進行をお願いしたいと存じます。会長、よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、ただいまから第55回の杉並区環境清掃審議会を進めたいと思います。今日は大変に会議次第、会議内容が豊富でございますので、時間、要領よく進めさせていただきたいので、よろしくご協力申し上げます。</p> <p>最初に、お手元にあります、2月28日に開催された第54回の審議会の議事録がございます。委員の皆様にはこちらで確認していただいたということで、よろしゅうございますか。</p> <p>それでは、ご了解いただいたということで、議事に行きます。</p> <p>今日の進め方でありまして、事務局から進行について何かご提案、ご説明いただければありがたいです。</p> |
| <p>環 境 課 長</p> | <p>まず諮問事項、そして報告事項という順で次第はおつくりしてございますけれども、諮問事項の環境基本計画の改定につきましては、審議会でご了解いただきまして、設置しました部会で6回、グループ討議で3回進めてまいりました。その部会での検討状況を踏まえて、環境基本計画の答申案としてまとめてございますので、本日ご審議をしていただきたいと思いますと考えてございます。</p> <p>それで、本日は報告事項が7件ということで多数ございますので、一括して報告をさせていただきまして、質疑をお願いしたいと考えてございます。</p> <p>次第では、諮問事項を最初に挙げてございますが、先に報告事項をさせていただいて、環境基本計画の答申案の審議に時間をとりたいと考えてございますので、先に報告をさせていただければありがたいと存じます。どうぞよろしくお願いたします。</p>  |
| <p>会 長</p>     | <p>わかりました。それでは、環境基本計画の答申の審議は少し時間がかかると思いますので、先に報告事項を済ませたいと思います。</p>  |

|         |  |
|---------|--|
| みどり公園課長 | <p>それでは早速ですけれども、報告事項について説明をお願いいたします。</p> <p>私からまず「杉並区みどりの基金の運営状況について」ご報告します。資料は1枚でございます。</p> <p>基金の設置は、平成14年10月1日で、設置目的はみどりの保全及び緑化の推進を図るための事業に要する経費の財源に充てるための基金でございます。</p> <p>平成25年3月末現在の寄附の収支は、表の一番下、平成24年度のところに記載のとおり、20件46万9,412円の寄附があり、支出は108件、776万2,000円を保護樹林補助金の2分の1に充ててございます。基金残高は2,209万4,000円余でございます。</p> <p>寄附者につきましては、これまで60%が個人で、それ以外が40%、基金の用途としては、記載のとおり、大変な助成に充ててきており、22年度からはみどりの保全に活用するということで、保護樹林補助金の半額に充当してきているものでございます。運営状況については、以上でございます。今後もみどりの保全に活用してまいります。</p> <p>続きまして、「平成24年度杉並区みどりの実態調査（第9回）の結果の報告」をします。杉並区「みどりの条例」第7条に基づき、区内全域のみどりの実態を把握するため、平成24年度の調査を実施しましたので、結果のご報告でございます。なお、本調査、昭和47年に実施されてから、5年ごとに実施してきており、今回で9回目でございます。調査の特徴は、平成19年の調査と同様に、全てデジタル処理を行ったことによって、精度を上げた上、あわせて現地調査を補足調査として実施してございます。</p> <p>調査対象区域は杉並区全域3,402ヘクタール、調査期間は平成24年5月12日から25年の3月29日までで、航空写真の撮影は平成24年の5月24日に実施してございます。</p> <p>主な調査結果の概要でございますが、緑被率は22.17%で、前回の調査より0.33%の微増でございます。直径が30センチ以上の樹木本数は3万7,430本で、1,331本増加してございます。300平米以上の樹林は979カ所、178.29ヘクタールで、0.76ヘクタールの微増でございます。接道部の緑化状況は「緑化有り」が約478キロで、接道部の緑化率は、24.76%で、1.7%の増加でございます。</p> <p>壁面緑化は1,138カ所、2万5,231平方メートルが壁面で緑化され、前回調査より3倍以上の大幅な増加となっております。</p> <p>屋上緑化につきましても、1,874カ所で、7万984平方メートルで、面積は倍</p> |
|---------|--|

増でございます。

みどり率については、23.26%で、0.34ポイントの増加でございます。

今後は6月21日ごろの「広報すぎなみ」で公表を既に終わってございますが、「みどりの新聞」を今後発行しますので、そちらでお知らせしてまいります。

続きまして、「都市のみどりを守るフォーラム2013の開催について」ですが、平成16年8月に杉並区の呼びかけで、同時、国土交通大臣であった、石原大臣を初め関係区市の市長の参加のもと、柏の宮公園で「都市のみどりを守る緊急フォーラム」を開催しました。その後、参加した区市の緑化担当者と国と都で研究会を設置して、屋敷林などのみどりの保全について、研究するのにあわせて、8区市持ち回りでフォーラムを開催してまいりました。昨年の世田谷区で一巡し、今年杉並区が幹事区ということで、8月10日に座・高円寺で記載のとおり、フォーラムを開催いたします。

8区市の市長と国と東京都のオブザーバーがパネルディスカッションを行う予定で、7月にポスター、チラシでお知らせしてまいります。

続いて、「高円寺のみどりのベルトづくりの取り組みについて」ご報告します。平成21年4月に高円寺駅周辺をモデル地区に指定し、取り組んできたところですが、平成24年度の取り組みについて、まとめてご報告します。

24年度は、5年が、今年度が最終年ということで、活動目標としては、これまでのモデル地区内で蓄積した成果を区全域でPRすることで、モデル地区で活動してきた団体の取り組み意欲を高め、新たな協定参加者を増やし、さらなる事業展開を図ることとしました。

実績については、資料1をご覧いただきたいと思います。みどりのベルトづくりセミナーを開催し、広報や参考資料2でおつけしてございますが、ビラで広く区民や造園事業者に呼びかけたところ、一般参加者39名、5社6名の参加者があり、みどりのベルトづくり事業の概要や、セミナー、緑化助成制度の説明、高円寺のベルトづくりの現地見学を行いました。事業を広げていくためのきっかけとなるようにしたところでございます。

次に中段の写真のような、PR用の緑化事例集の作成を行いました。あと、高円寺のモデル地区での作戦会議を行い、これまで緑化した場所の維持管理の講習会を行ったところでございます。

表に戻っていただいて、事業効果ですが、モデル地区内で新たな協定締結希

望者を発掘することができました。あとセミナーに事業者が参加したことで、住民と連携したまちの緑化のための関係性の醸成ができました。事例集や現地見学により視覚的に事業のPRができたところでございます。

今後は25年度モデル地区終了による既存協定の自主的な組織運営に向けて住民の意識づくりを進め、区内全域への高円寺ベルトづくりの拡大を図っていきたいと考えてございます。

続きまして、「一定規模以上の開発に係る報告」を4件ご報告します。今回は公共系2件、民間の計画2件の報告でございます。

まず公共系でございますが、(仮称)杉並区立新泉・和泉地区小中一貫教育校及び併設1施設建設建築工事でございます。資料をご覧ください。所在地は和泉二丁目の17番で、資料表紙にありますとおり、敷地面積1万7,897㎡余で、建築面積は6,900㎡でございます。

接道部緑化延長、緑地面積、それぞれ左側に基準、右側に計画が記載してございますが、おおむね基準以上の計画となっております。その下に保存する樹木と新規緑地面積等が記載されてございます。開いていただいて、緑化コンセプトにあります。防犯面の配慮といたしまして、視界の妨げとなる中木の植栽を極力回避した等の関係から、高中木の本数は基準を下回っておりますが、この不足本数は低木の本数増により充足され、基準を満足してございます。資料2ページ目に緑化コンセプトと案内図、3ページ目に現況図をおつけしてございます。場所は京王電鉄井の頭線、永福町駅の東約500メートルに位置し、西側に神田川、南に区の遊び場を挟んで、井の頭通り、北側は道路を挟んで日大鶴ヶ丘高等学校の総合運動場に隣接している場所でございます。

4、5ページが、植栽の一覧で、6ページ目が緑化計画図をおつけしております。本計画地、3方向を道路に囲まれた敷地となっております。敷地外周部を中心に樹木を配置しており、特に歩道状空地や季節感のある低木、地被植物を配置して、安全で楽しい通学となるように計画されているものでございます。

続きまして、日本年金機構本部庁舎増築工事でございます。

所在地は高井戸西三丁目5番で、本施設敷地面積1万4,957.1㎡、接道部緑化延長は、基準が188.3に対して、計画は248.5でございます。緑地面積についても、基準以上の計画となっております。

なお、今回、日本年金機構の南西部分の敷地を新たに取得し、新たに事務所を増築する計画であり、工事の対象となる敷地は、全体敷地のごく一部となる

ため、既存の樹木がほとんど残る計画となっております。

したがって、計画緑地面積の全てが既存緑地であり、これらの大半を保存することになりますので、計画は樹木基準等を全て満足した増築計画となっております。

今回、新たに植栽する樹木の本数の基準の適用は、既存で満足していますので、ございません。

資料の裏面、2ページ目に緑化コンセプトと案内図をつけてございます。場所は京王電鉄井の頭線高井戸駅北600メートルに位置しており、3ページ目が現況図、4ページ目が既存の樹木の高中木の一覧でございます。5ページ目が緑化計画図となっております。

計画緑地面積の大半が既存の緑地で、それらが保全されることにより、基準を満足した計画となっております。

続きまして、特別養護老人ホーム、和泉サナホーム新築工事の資料をご覧ください。所在地は、和泉4丁目16番、10号、11号で、敷地面積は3,241.53㎡です。接道部緑化延長、緑地面積ともに基準より接道部緑化延長については、計画が不足している分については、緑地面積を補うことで、基準を満足した計画となっております。

なお、計画緑地面積のうち、既存の緑地が339.05㎡となっておりますので、基準緑地面積778.1に対して、339.05を差し引いた439.36平米が新規植栽による緑地面積の基準となっております。本基準に対して、計画の新規緑地が597.3ということで基準を満足した高中木の低木の配置がされてございます。

裏面に行ってください、コンセプトと案内図をおつけしてございます。

場所は京王井の頭線、永福町駅北東約600メートルに位置しており、敷地北側は、大妻中野中学校高等学校杉並グラウンドに隣接してございます。

3ページ目に現況図、4、5ページ目に植栽一覧、6ページ目に緑化計画書をおつけしてございます。本計画、一部樹木の伐採を伴いますが、既存樹木の伐採は最小限とする計画となっており、地域のシンボルツリーとなっているメタセコイアのほか、多くの既存樹木が保存する計画となっております。

続きまして、(仮称)天沼プロジェクトの資料をご覧ください。

所在地は杉並区天沼三丁目34番8号、敷地面積は3,499.77㎡で、接道部緑化延長、緑地面積ともに基準について、接道部緑化延長が不足する分については、緑地面積で補ってございます。全て新植でございます。樹木本数の基準

|                           |   |
|---------------------------|---|
|                           | <p>高木、中木、低木、それぞれについて基準以上の計画となっております。</p> <p>資料の裏2ページ目に緑化のコンセプトと案内図をつけてございます。場所はJR荻窪駅北約500メートルに位置しており、敷地西側には道路を挟んで、区立天沼弁天池公園に道路を挟んで隣接してございます。</p> <p>3ページ目に現況図、4、6ページ目に植栽一覧、7、8ページ目に緑化計画図をつけてございます。</p> <p>7ページが高中木の植栽計画図、8ページが低木及び地被植物の植栽計画図となっております。敷地北側の隣地境界部分に緩衝帯として、特に重点的に緑化が行われており、天沼弁天池公園に面している西側にも植栽帯を設けることによって、公園のみどりとの一体性、連続性を確保する計画の配慮がなされてございます。</p> <p>私からは以上でございます。</p>  |
| <p>地域エネルギー<br/>対策担当課長</p> | <p>私からは、「杉並区地域エネルギービジョンの策定について」のご報告をいたします。</p> <p>資料の1、「区民等の意見提出手続の実施状況」にありますように、パブリックコメントを実施するとともに、地域エネルギービジョン懇談会等で出された意見を踏まえ、策定を行ったところでございます。</p> <p>パブリックコメントに寄せられたご意見と区の考え方については、別紙1のとおりでございます。このパブリックコメント、地域エネルギー懇談会、庁内検討組織での議論により、別紙2のとおり、11カ所の加筆修正を行ったところ<br/>です。</p> <p>2の計画の最終案につきましては、別紙案につけてあるとおりでございます。恐縮ですが、別紙3の21ページをお開きください。地域エネルギービジョンの体系と将来像、それを実現するための取り組みを記載してございます。災害に強く、快適で環境に優しいエネルギー創造都市、誰もが、いつでも、安心して快適に暮らせるまち、すぎなみをつくることとしまして、3、今後の取り組みに記載してございますとおり、21ページの取り組みの3つの方向ごとに重点事項を定めて取り組みを進めてまいります。4の当面のスケジュールとしまして、6月27日にホームページへの掲載を行っております。本審議会に報告を行い、「広報すぎなみ」7月21日号に掲載する予定でございます。</p> <p>私からは以上でございます。</p> |
| <p>ごみ減量対策課長</p>           | <p>私からは、「杉並区一般廃棄物処理基本計画の改定について」をご報告させ</p>   |



|                        |  |
|------------------------|--|
| <p>会 長</p>             | <p>ていただきます。この計画につきましては、本年3月に当審議会からの答申を受け、パブリックコメントを経て計画が確定いたしました。資料をご覧いただきたいと存じます。</p> <p>1のパブリックコメントの実施状況につきましては、記載のとおりでございます。2の意見提出実績でございますが、個人のみ4件、延べ7項目となっております。</p> <p>3の区民等の意見の概要と区の考え方は、別紙1のとおりでございます。修正箇所につきましては、別紙2のとおりでございます。改定した計画につきましては、別紙3でご配付してございます。</p> <p>今後のスケジュールでございますが、資料記載のとおりでございます。私からは以上でございます。</p> <p>以上で報告事項が7件、終わりました。以上を一括して、何か質疑事項、確認事項等、ございましたら、どうぞお願いします。</p> <p>お願いします。V委員。</p>  |
| <p>V 委 員</p>           | <p>報告事項の1の、「杉並区みどりの基金の運営状況について」ということで、ちょっと今のご報告と違いまして、私、日ごろからちょっと気になっていることがありましたので、報告かたがたお聞きしたいことがございます。</p> <p>杉並区立高井戸中学校というのが、私どものすぐ近くにありまして、その生徒諸君が、三井の森公園が隣にあるので、その清掃する活動を今行っているという報告がありまして、いろいろ書いてあるのですが、「今後は都の公園協会からの補助金の支援をもらい」と、ここのところがちょっと気になりました。で、「杉並区のみどりの基金」がどうしてこれに使われないのかなと思いましたが、突然として持ってきたので、質問がわかりにくいと思いますが、杉並区立高井戸中学校というところに、なかなか活発に環境について、活動する部がありまして、それが「都の公園協会からの補助金の支援をもらい」と、この辺なんですけれども、これは都の補助金の支援をもらいという、これはどうして杉並区ではないのかなという素朴な疑問でございます。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>会 長<br/>みどり公園課長</p> | <p>みどり公園課長。お願いします。</p> <p>三井の森で活動する部については、区でそういった資材の支援はしてございます。その上で活動する上で、さらにプラスアルファの活動をされる必要がある経費について、例えば区では資材しか提供いたしませんので、その部分を今</p>   |

|                                   |   |
|-----------------------------------|---|
|                                   | <p>いろいろな形でNPOなり、ボランティア団体、支援の助成制度がありますので、そういったものを活用されるのかなというふうに。具体的に何を使われるのかちょっとわからないのですが、そういった形のボランティア活動はあちこちで行われてございます。区が全く支援をしていないということではなくて、実際に活動は区で資材を提供して、区職員が出て、支援させていただいてございます。</p>  |
| <p>会 長<br/>K 委 員</p>              | <p>どうぞ、K委員。<br/>みどりの基金の運営状況の、平成22年度から24年度の支出内容は、保護樹林補助金交付金額2分の1だけとなっていますが、これに限定してしまったのでしょうかというのが内容の一つと、それから、ボランティア活動などで、予算外に支出が要るような、そういうものが生じた場合、このみどりの基金からの適用はされるのか、そういう柔軟性について伺います。</p>  |
| <p>会 長<br/>みどり公園課長</p>            | <p>みどり公園課長。どうぞ。<br/>区としても基金設置当時、緑化助成と活動助成についてさせていただきました。ただ、全額の助成ではなく、2分の1の助成ということで、半額をご負担いただくということで、なかなか制度の活用が進まなかったという経過がございました。そういったことでも引き続き活動助成の必要性があれば、そういったことも検討していきたいと、単に22年から保護樹木の、みどりの保全活動について、充当していくということで、保護樹木の助成金だけに充てるということでは全く考えてございません。</p> |
| <p>会 長<br/>地域エネルギー<br/>対策担当課長</p> | <p>ほかはいかがでございませうか。私からお伺いしたいのは、パブリックコメントは具体的にどういう方法になりますか。<br/>パブリックコメントにつきましては、広報それから区ホームページで詳細を提示して、見ていただくということでございます。加えて、資料の閲覧場所として、図書館や区民事務所に冊子をお届けしまして、来所された方がご覧になれるような形で募集をしたところでございます。</p>  |
| <p>会 長<br/>地域エネルギー<br/>対策担当課長</p> | <p>説明会などの開催予定はいかがでございませうか。<br/>説明会はいたしておりませう。それ以前に、区民意見交換会でありますとか、区民、事業者のアンケート調査、アイデア募集等を行ってまいりましたので、1月から4月にかけて、そういった一連の活動があったために、パブリックコメント1本で行ったということがございます。</p>   |
| <p>会 長</p>                        | <p>一般廃棄物処理基本計画のパブリックコメントはどうなっていますか。</p>   |

|          |  |
|----------|--|
| ごみ減量対策課長 | 公表の方法につきましては、エネルギー担当と同じでございます。   |
| 会 長      | 少々気になりますのは、特に一般廃棄物処理基本計画への意見が一般区民からだけなのですが、小型家電関係だとかいろいろ議論があったはずなので、そういう関係の事業者だとか、そういった方々の反応というのは、区内での反応というのを把握されておられるのでしょうか。  |
| ごみ減量対策課長 | やはり4月1日から施行されたということで、電話で何件か問い合わせがございましたが、この計画に対して特段何かあったということはございませんでした。   |
| 会 長      | ほかは何かいかがでしょうか。よろしゅうございますか。では報告事項は以上で了承したということで、次に入らせていただきたいと思います。  |
| 環境課長     | 報告事項の聴取に続きまして、今回の諮問事項、「杉並区環境基本計画答申（案）」についての審議に移ります。<br>まず、事務局からこれまでの経緯を含めて、概略のご説明をお願いします。  |
| 環境課長     | では、私からご説明させていただきます。  |
| 環境課長     | まず、資料でございますが、「杉並区環境基本計画の改定について、答申（案）平成25年7月」という冊子がございます。内容的には文章が13ページほどございまして、後半に達成状況と主な取り組みがとじ込んでございます。その資料と、それから別つづりでホチキスどめをしてございますが、参考資料ということで、環境基本計画改定経過過程が1枚目についてございまして、その後A3の横書きで部会のまとめという資料がございます。どちらも過不足ございませんでしょうか。大丈夫でございましょうか。  |
| 環境課長     | それでは説明をさせていただきます。まず参考資料の、検討経過のほうをご覧いただきたいと思います。検討経過でございますが、昨年7月24日に当審議会に諮問させていただきまして、8月28日以降、今年の5月24日まで、6回の部会を開いてございます。その間、一般廃棄物の処理基本計画についても、ご審議をいただきまして、どちらかといいますと、後半に環境基本計画の熱心なご審議をいただいたということでございます。その間、年明け1月、2月、3月ではグループ討議を経て、4月、5月で議論を深めて、今日お示しをいたしました、答申（案）をつくってきた経過でございます。 |
| 環境課長     | この間、現行計画の評価、あるいは今後の取り組みの方向性などをご議論いただきまして、ご多忙中、多くの部会委員の皆様にご出席をいただきまして、今日答申（案）をまとめることがございました。改めて御礼を申し上げます。   |

それで、1枚おめくりいただきまして、裏面は計画の改定についてということで、最初の諮問をする際にお示しをした資料を参考につけてございます。

それから、A3判の2枚目の部会のまとめでございますが、こちらが4月24日の段階でこの間、いろいろご議論いただいて、ご意見が出ましたので、課題評価、それから今後の取り組みの方向性を1表にまとめて資料をつくったものでございます。この資料などをもとに文章化を進めまして、答申案を作成したものでございます。それでは、答申(案)をご覧くださいと存じます。

答申(案)を1枚、表紙をおめくりいただきますと、裏面に「はじめに」というふうに書いてございます。こちらでは東日本大震災や原子力発電所の事故などを契機に、エネルギー問題、それから、京都議定書に基づく第一拘束期間が経過をしている中で、先行きが不透明ということで、地域みずからの判断と責任で地域の実施すべき施策を推進するというようなこと、そして、3番目といたしまして、杉並区の基本構想、総合計画を昨年、策定をいたしましたので、そちらとの整合を図るというようなことで、諮問をされたことを受けて、答申をするということでまとめてございます。

では、本文でございますが、1ページ目でございます。まず、基本的な事項としては位置づけでございます。こちらは環境基本計画が、他の個別計画と相互に連携しながら、区の環境施策を展開する基本的な方向性を示すものだとしまして、先ほど申し上げましたが、区の総合計画との整合性や国や都の新しい動きにも配慮するというようにしてございます。

そして、計画期間でございますが、平成25年度から33年度までというふうにしてございます。主体につきましては、区民、事業者、行政、それぞれの役割ということで記述してございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページ目からは現状と課題でございます。こちらは基本目標の5項目がございますので、それについていろいろご議論をいただいたものをまとめているものでございます。

まず、基本目標の「持続的発展が可能なまちをつくる」ということでございますが、まず、最初に地球温暖化対策として、家庭部門や業務部門での省エネルギーの取り組みがまだ十分進んでいない、あるいは節電の取り組みを定着化していくことが課題であるというようなことをうたってございます。また、中ほどからは循環型の社会構築に向けてごみの分別が徹底されていない状況が見受けられ、これの周知、若い方などへの周知が課題であるなどを取り上げて

ございます。

3ページ目に参りますと、基本目標 でございます。こちらは「区民の健康と生活環境を守るまちをつくる」ということで、まず大気汚染につきましては、光化学オキシダントは 環境基準を超えていることや、あるいはPM2.5について触れてございます。このようなものに対する対策として、低公害車の普及や公共交通機関の利用などの促進などが重要だというふうに記述してございます。

また後半では化学物質、あるいは水質汚濁について、触れているものでございます。4ページ目をお開きいただきますと、基本目標 でございます。「自然環境が保全され、さまざまな生物が生息できるまちをつくる」ということで、まず緑被率につきまして、触れてございます。先ほどもご報告がございましたが、緑被率については増加をしているということ、そして、民有地のみどりを守り、育てることが重要であり、屋敷林などのみどりの保全が課題になっているというようなところを記述してございます。

また、中ほどでは生態系の保全に向けて、自然環境調査をやってございますが、これについては成果の活用が課題というようなことも触れてございます。

基本目標 でございます。「魅力ある快適なまちなみをつくる」が4ページの下からございます。こちらでは、歩きたばこやポイ捨ての禁止をしているのですが、その点は吸殻などが減っているというような評価をさせていただいております。

また、一方でごみにつきましては、ごみ出しのルールやマナーが守られていないというようなこと、あるいは放置自転車、違反広告物、空き家などについて記述してございます。

最後に景観まちづくりで景観の保全、形成を継続的に進めていくということを記述してございます。

それから、基本目標 では、環境に対する子どものころからの意識を高めることが重要だということで、環境教育について触れてございます。

また、環境団体への支援として、小規模な団体も多い中で、活動の活性化が課題というふうにしてございます。また、すぎなみ環境情報館につきましては、講座などの伸び悩みなどに触れてございまして、指定管理者制度の導入をする方向で検討を進めているというようなことを記述してございます。

続きまして、6ページに参りますと、審議会の意見ということでまとめさせ

ていただいております。まず、目標でございますが、総合計画の中でみどり豊かな環境に優しいまちということで、その達成をしていくために、環境基本計画の中でも、「区民一人一人がつくる持続可能な環境都市 杉並」という目標を挙げてはいかがかということでご提案をいただいております。

また、体系につきましては、基本的な枠組みについては、継続をするということでございますが、環境基本計画の中で、目標を挙げた関係で、基本目標との違いが理解しにくいということで、基本目標 については、内容を反映するような形で「低炭素で資源循環型のまちをつくる」というような表現に変えたいかがかというようご提案をいただいております。

また、基本目標 につきましては、 から までとの関係で申し上げますと、並列の関係ではなく、体系を示す際にはその点を留意する必要があるというようご提案をいただいております。

それから、7ページに参りますと、数値目標について触れてございます。基本目標の達成にどれだけ近づいたかというようなところを、区民にわかりやすいものであるかということで、適切な指標の設定を検討するべきであるというご提言をいただいております。

次に各基本目標ごとの取り組みが7ページの下から記述されてございます。まず、基本目標の でございますが、「低炭素で資源循環型のまちをつくる」ということでは、地球温暖化対策について、エネルギーの供給面などから触れてございます。おめくりいただきまして、8ページでは、供給面では区での対策に限られるということですが、再生可能エネルギーの活用拡大など、低炭素、自立分散型エネルギーの導入拡大を図ることが求められる。あるいは、省エネルギーの取り組み方法の紹介やわかりやすい情報提供をより充実させていくことが必要だというようなことを記述してございます。

また、目標につきまして、中ほどに記述してございますが、エネルギーの消費や再生可能エネルギーの創出量を目標として挙げてはいかがかということに触れていただいております。

また、最後のほうで、循環型社会の形成については、区民一人一人の理解と協力が欠かせないということで、若年層に向けた情報発信の手法を工夫していく、あるいは、9ページに参りますと、リサイクルひろば高井戸についても、情報提供や再利用に向けた区民意識の醸成を努めていくというようなこと、そして、中ほどでは先ほども報告させていただきましたが、小型電子機器の再資

源化について、課題について整理を行い、区民を含めた関係者で議論を詰めていくというようなご提言をいただいております。

次に下から基本目標 でございますが、「区民の健康と生活環境を守るまち」としては、環境汚染の対策といたしまして、環境基準を達成できていない項目について、計画期間内に達成することを目標として挙げ、重点的に取り組んでいることが必要だというようなことをご指摘いただいております。

おめくりいただきまして、10ページでございますが、中ほどから杉並清掃工場の建て替えについて触れてございます。環境測定などを行うなど、環境影響に十分注意を払っていく必要があるということで、記述してございます。また、後半ではPM2.5、放射性物質について、情報提供などを行い、区民の不安を少しでも解消していくというような記述をしてございます。

それから、11ページに参りますと、基本目標 について、「自然環境が保全され、さまざまな生物が生息できるまち」ということでございますが、みどりの保全・創出に向けて、みどりが連続したまちを形成し、都市熱環境の改善などが重要だということ、そして、そのみどりが連続したまちをつくるためには、区民の協力が欠かせないということで、屋敷林などについても、地域一体で保全していくことが必要だということで記述してございます。

この目標の後半では3河川について、それから、自然環境調査についても記述してございます。

そして、11ページの下の基本目標 で「魅力ある快適なまちをつくる」ということで、たばこやごみのポイ捨てなどについては、区民一人一人のマナー向上が欠かせないということ、それから、ボランティア活動を多角的に支援していくことが重要であるということに触れてございます。

そして、12ページをおめくりいただきたいと思っております。12ページ上では、景観づくりに当たって、原風景がキーワードの一つになるということで、屋敷林などをみどりの施策と連携しながら、景観資源として保全を図っていくということに触れてございます。

一方で、環境の視点から、現計画では、買い物の便がよいと思う割合などが目標に挙げられてございますが、このような内容につきましては、他の個別の計画で取り組まれている施策でございますので、一定程度整理をする必要があるのではないかというご指摘をいただいております。

最後に基本目標 でございますが、こちらは「区民、事業者、区がともに環

|                       |   |
|-----------------------|---|
| <p>会長</p> <p>R 委員</p> | <p>境を考え、主体的に行動していく」ということで、目標と情報を共有していくことが重要であり、情報の発信の工夫や区民や団体同士での話し合いの場づくりも必要であるということに触れてございます。</p> <p>また、環境教育については、特に若年層への教育が重要であるということ、学校や環境団体との協働を進めるべきだということに触れてございます。</p> <p>それから、環境情報館につきましては、あり方検討会の意見もいただきましたので、事業の見直しを着実に進める必要があるということ、ご答申をいただいております。</p> <p>最後、13ページでございますが、進行管理につきまして、適切な取り組み状況の定期的な点検、評価をし、適切な見直しも継続的に行っていくことが重要というふうにいただいております。そのために、公民協働で計画の持続的な点検、評価、見直しを行うということ、そして、この審議会に部会を置き、進行管理を行うことを試行してはいかがかというようなご答申をいただいております。</p> <p>13ページまでが本文でございますが、その後には資料として、これまでの目標の達成状況と主な取り組みを添付してございます。目標 から目標 までのそれぞれで1ページずつ作成してございます。このような形で答申(案)をまとめさせていただきまして、本日ご審議をいただきまして、区に答申をいただければと思っております。</p> <p>以上でございます。よろしくお願いたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それではこれから早速審議に移りたいと思います。ご意見を積極的にお出しいただきたいと思いますが、この間も、特に部会の方々を中心に、随分議論を交わしてまいりました。案についても事前に皆様のお手元に配付されまして、さまざまなご意見をいただいたところです。私も見せていただいたのですが、非常に有益な意見がたくさんあり、事務局でその整理に大変な思いをされたのではないかと思います。必ずしも全てのご意見がうまくおさまっているのかどうか、やや心配なところもありますが、事務局で最後、非常に丁寧にまとめていただいたのではないかと思います。いかがでしょうか。どこからでもよろしいかと思います。お気づきの点がありましたら、ぜひお願いたします。</p> <p>2点ありまして、文章ですけれども、「ところである」という言葉が数カ所に、文章の中で、「何々のところである」という言葉が、特に12ページの真ん</p> |
|-----------------------|---|



|                      |  |
|----------------------|--|
| <p>会 長<br/>R 委 員</p> | <p>中の、「商店街づくりなどにも取り組んできたところであるが、環境保全とのかかわりがわかりにくいといった意見があったところである」という、この「ところである」という言葉が、いろいろな箇所に出てきまして、言い切ってしまうのがきついのか、こういう表現がやんわりとした感じなのか、ちょっと違和感を覚えました。</p> <p>今のご指摘は上から10行目ぐらいのところですね。</p> <p>はい。ほかにも、「ところである」という言葉が出てきているんですけども、この言葉を入れたほうがいいのかどうかというのが、ちょっと今わかりません。</p> <p>それで、内容としては、私も部会に出ましたけれども、いろいろな面で細かいところが網羅されていて、とてもよくできていると思います。その中でも、都とか国などに対策を要請するみたいな、そういう必要性があるという文言が入っていて、区だけではなくて、全体的なものも必要だということが書かれていて、区民にとって、区だけではなくて、ほかの他の区との関係性とかというの、知りたいなと思いました。</p> <p>それで、8ページのところの、今までごみの問題とかっているいろいろ話し合ってきましたけれども、アプリとかを使って、若者の人たちにもっと分別を徹底してほしいということで、ちょっと進めるということなんですけれども、それだけではなくて、転入者が杉並って結構多いと聞きます。転入者はもともとほかのところでもごみを出していて、分別もしているはずですね。ということは、杉並区だけではなくて、もしかしたら都の中の分別の方法、いろいろ私、新宿とか、豊島とかというのを聞くんですけども、ごみの中にプラスチックを入れるところがあると。燃やしてしまうというところがあるので、そこから来た方は、やっぱり杉並に来たら、分別は何でしなくてはいけないのかというのもあるでしょうし、できれば日本全体のごみの分別の方法とかというのをやるとおもしろいかもしれないんですけども、都だけでも分別の方法はこんなふうに違いますというのが何か、そういう冊子みたいなのがあって、不動産関係の人が、転入者してくる方に対して、ごみの分別を説明するというお話がありましたので、そのときにそういったものがあつたら、おたくはここから来ましたけれども、このところは、分別はされていないですけども、杉並区はされますよみたいなのがわかると、もっと分別がしやすいのではないかなと思いました。</p> |
|----------------------|--|

|          |  |
|----------|--|
| 会 長      | <p>以上です。</p> <p>前段のご指摘は、これは文章を書いた方のくせかもわかりませんね。そういう言い方で別に問題ないところもあると思うのですが、余り「ところである」、「ところで」、何となく言いわけしているみたいに、「何とかしたけれども」というふうに聞こえてしまいますね。そこはもう少しスムーズな言葉に直したいということです。</p>  |
| ごみ減量対策課長 | <p>それから、今のお話に関連してどうですか。ごみの分別のところでは何か答弁ありますか。</p>   |
| ごみ減量対策課長 | <p>これについては、一廃計画の中の集合住宅対策という形で書いては、不動産関係団体と、今でもやっていますけれども、転入者については、こういった情報提供。杉並区はこういう分別だという形をお願いしています。ただ、今、委員が言われたように、他自治体と違うという形をどうやって周知するかと。お隣の世田谷区はプラスチックを燃やしているわけです。都内でもかなり自治体がありますから、この日本全国を全部やりますと、1枚の紙に伝え切れないので、杉並はこういう分別をしていますという方向でやっていきたいと考えています。</p>                             |
| 会 長      | <p>地方自治体で、ごみの分別は全く同じというところは少ないわけで、組み合わせでいうと、詳細はわかりませんが、日本全体では恐らく100とおりぐらいあるのではないのでしょうか。徳島県の上勝町から来ると、31分別やっていたのに、何で東京はこんなに簡単ですかとなるだろうし、それほど違いますね。全部それを把握して説明するというのは、できたらすごいと思うのですが、区でやるのはなかなか大変かな。そういうNPOがあらわれて、インターネットで日本中のものを区別させていただいているとおもしろいような気がしますね。</p>                             |
| T 委 員    | <p>ほかはいかがですか。T委員。</p>  |
| T 委 員    | <p>委員のTでございます。7ページにありまして、ちょっとほかの方、今までのご審議の中で出てきた意見で、この目標の順番の問題があったということがありました。いろいろご審議されたんだと思うんですけども、この中で と を入れかえてはどうかという意見があったということなんですが、これについて、順番としてはこのようになっているというの理由です。それをまずお聞きしたいということと、私としては、これはやはりこのご意見の と を入れかえたらどうかというのは、区民の健康と生活環境を守ることが に 来るというので、むしろこのほうが健康と生活と環境ということで、一番基本</p> |

|             |  |
|-------------|--|
| <p>会 長</p>  | <p>的な問題を扱っているのです、内容としては、今、地球温暖化の問題とか、あるいはごみの問題というのは大きな問題だと思いますけれども、先に持ってくるほうが何か順番としてはいいのかなという気がするんですが、いかがでしょうか。</p>  |
| <p>環境課長</p> | <p>どうしますか。この原案のような順番になった説明、経緯、事務局からされますか。いかがですか。</p> <p>では環境課長からご説明申し上げます。基本目標 と の順番の関係は、部会でもご議論いただいて、私どもの捉え方としては、順番を区民の健康というのをやはり前に出したほうがいいだろうというご意見もあり、一方で、やはり環境の基本となる計画で、何を環境施策として重点的に力を入れていくかというところでいけば、やはりエネルギーやごみの関係で、今回、持続発展が可能なまちをつくるというふうにさせていただきましたけれども、環境基本計画としてはそちらがメインではないかというようなことで、このままでいいのではないかというようなご意見があったかというふうに事務局のほうではお聞きしてございました。</p> <p>私どもといたしましても、区の環境施策の進め方といたしまして、現行の環境基本計画の順番も加味しますと、やはり持続発展の可能なまちというものを、まず一義的にきちっと押さえていただいて、区民のもちろん健康や生活の環境を守るというのが、決して後回しということではなくて、そういう持続発展をしながら、区民の健康と生活を守るというようなことで、環境基本計画の体系的には、まずは重いところを最初に挙げさせていただくということで、今回まとめさせていただいたものでございますので、ご理解をいただければと思います。</p> |
| <p>会 長</p>  | <p>まとめた私からも若干補足しておきますと、ここは随分と意見が交わされました。あえて申し上げれば、 番目の杉並区民というのは、市民という立場で、 番目は住民という立場かも知れません。確かに今までは住民というのは、環境との関係で申し上げれば、受け身、被害者、その被害者になり得る者をどうやって守るかという視点が 番目、 番目というのは、杉並という区域を超えた、極端なことをいうと地球というレベルでの空間にどうやって、1つの区域にすぎない杉並が貢献するかということ。また、現在の世代、将来の世代という、世代を超えた非常に長い期間の人類ということに対して、今住んでいるこの杉並の市民というのが、どう貢献していくかという、むしろ被害者と</p>  |

|              |   |
|--------------|---|
| <p>J 委 員</p> | <p>して見るだけではなくて、今生きている自分たちの責任、今の杉並に住んでいる2010年前後の、この杉並の区民の責任という役割という観点から捉えたもので、これはどちらが重要なのかと、被害を受ける側を何とか被害を受けないようにしましょうという形も大切ですが、むしろ今世代の我々が持っている責任というものを果たすべきではないかというものを前に持ってくるのが重要ではないか。これは価値観の問題でありまして、両方の意見がありました。さまざまな議論があった上で、まずはこのような形で整理するというのが、一つの方法ではないかということで、ここは価値観を変えてみると、いろいろな違う見方もあるかもしれませんが、一応このように現在までのところを整理されたということかと思います。何かご意見があれば、どうぞ。</p> <p>今おっしゃった、価値観が違う、一番違う人間として多分私も部会ではお話ししました。ですから、T委員がおっしゃったように、意見としては、私はさっきおっしゃったような健康、公害防止ですね。名称のところでは後ほど言いますけれども、目標の公害というのを入れたほうが良いと思っていますが、公害防止というのが、もともとのこの環境基本計画条例、そういったものの中で重要視されるものであって、部会でも申し上げましたけれども、杉並区の環境基本条例ということのこのファイルの中にあるものについても、環境に対する配慮行動指針では、一番に公害の防止、生活環境の保全にかかわることというのを挙げられています。それは基本計画の中に、この配慮指針も入れるようにというのが、条例でも決まっておりますから、これまで過去の何十年かの経緯を含めて見ても、重要なのはまず区民の生活環境、公害を受けない、被害を受けないということを前提にすると。先ほど重みというお話がありました。あと環境部長のお話でも、部会でもいろいろパブリックコメント等を通して見ても、現状、杉並の区民の感じられている、公害を防止すべきだということについての関心、優先順位はさほどほかの、環境の今、この部分が抱えているものと比べると、比較すると、そんなに高いプライオリティがないんじゃないかと、そういう意味合いの発言はおありだったと思うんですが、そこについてはこの間、意見でも送らせていただきましたけれども、パブリックコメントにあらわれないとしても、小学校、中学校の生徒で、今、1,500人ぐらい杉並区内で気管支ぜんそくの患者がいる。これは77年当時から30数年たった今ですと、五、六倍に増えている、パーセンテージでいうと。人口ではないです、学生が</p> |
|--------------|---|

|                    |  |
|--------------------|--|
| <p>会長<br/>L 委員</p> | <p>減っていますから。そういう変化が起きている。</p> <p>これは例えば何が原因物質なのかがわからないとしても、人の事業、事業体があることをなした結果、起こしたことであることは変わらないから、環境条例にある公害という定義に当てはまります。ですから、公害で健康被害を受けている恐れのある人が、杉並区には残念ながら今もいるということは区の方も、当時の課長の発言にもあって、残念ながら認めざるを得ませんと、公害はありますと。あれば、先ほど会長がおっしゃった市民としての、責任という前に、区民の健康を公害から守るというところを、前提にしなかったら、例えば今おっしゃった重い国や世界が今やらなければいけないことについて、杉並区が何か施策を打つときに、区民の公害による被害まで前提にして、それがあ程度よしとしてやるというのは、それはちょっとやはりうなずけない。</p> <p>ですから、順番でも、番にこれを前提として、要するにセーフティファーストという意味合いで、まず持ってくるべきだというのが私などの意見で、部会は人数、そんなに多くないですから、それにある程度似たようなお話、近しいかな、順番としてはそっちが先でもいいんじゃないかなという方が多分、二、三いらっちゃって、反対、会長がおっしゃったような見解の方も二、三いらっちゃったという形で、私の中では多分、大体割れているぐらいの感じに捉えていました。ですから、順番に関しては、前に、今おっしゃっている、格好はいいですね、市民としての責任と言えば格好いいですけども、それで犠牲にしているものがすごく大きいですよということはやはり前提にしないと、それでもいいんだというふうにある決意をして、そういう順番をとっておられるというふうには私は把握しますので、それはやっぱりまずいなというふうには、いまだにやはり思っております。</p> <p>L 委員、どうぞ。</p> <p>部会でJ 委員と反対の意見を申しました。市民とか住民とか、会長のおっしゃることは、ちょっとレベルが高いように存じますが、私はやはり、まず行政の基本計画の中で部会でも申しましたが、何を指すか。被害を受けている人も、受けていない人も、みんなでどういうまちを目指していくか、どういう環境を目指していくか、そのことを最初に持ってきてほしいというふうに申しました。それは被害を受けている人をないがしろにすることではなくて、ここにあるように低炭素で、すみません、私、この「で」という日本語が実はちょっと気にかかってはいるんですが、資源循環型のまちをつくる、そういうまちを</p> |
|--------------------|--|

|                                  |  |
|----------------------------------|--|
| <p>会<br/>長<br/>の<br/>委<br/>員</p> | <p>目指すことが結果として被害を減らす、あるいはなくすことにつながるだろう、そういうまちを目指していく上で、その過程でやはり今被害を受けている方々、あるいはこれから先もその人間の活動によって、被害を受ける可能性のある、受けるかもしれない方々も必ず私たちは見捨てずに、この 番目の目標とともに助け合うということをやっていきますよという、そういう順番で私は書いてほしいと思って、この 、 をこの順番でしたいと思いました。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかの委員はいかがでしょう。どうぞ。</p> <p>私は部会に出ていなかったのですが、その辺の深い議論のところはわかりませんが、単純にこの文言だけを見ますと、区民の健康と生活環境を守るまちづくりというのが、実はこの環境基本計画の理念部分でして、これが最初に来るのが、文言だけを見ると、これが頭にあって、区民の健康と生活環境を守るためにどうしても持続的発展可能なまちをつくらなければいけないというのが、これは世界の、グローバルな流れの中で、そういう理屈になるのかなと。それで一方、会長がご説明くださいました、主体的なのか、他動的なのかという部分におきましては、会長のご意見に全く賛成ですけれども、さらに加えて言えば、この基本目標 のところでも、例えばこれは本当に区民が被害者だけなのかという視点で見ると、実は加害者でもあって、排気ガスを出しているのも区民だけではないんですけれども、PM2.5は違いますけれども、排気ガスを出しているのは区民であって、さまざまな公害問題も、それは事業者だけではなくて、事業者で働いているのももしかすると区民かもしれませんし、または自転車の利用促進をしようと思っても、マナーが問題となって、なかなかいかないというのもまさにこれは住民側の問題で、これらは決して住民が消極的、受動的な問題ではなくて、あくまで積極的にかかわっていかなくてはならない問題なのではないかなと思いますので、私はできれば に入れかえたほうが題目としてもスムーズではないかなと。</p> <p>それで、最初の基本的事項のところ「取り組みの主体というのは、区民、事業者、行政、それぞれが」という文言もございますので、決してこの 番目の区民の健康と生活環境を守るまちづくりというのが、区民が被害者だけで、守ってくださいと言っている部分ではないということであれば、これが 番でよろしいと思いますけれども。</p> <p>以上でございます。</p> |
|----------------------------------|--|

|              |   |
|--------------|---|
| 会 長          | ほかにいかがですか。T委員は、先ほど質問がありました、今の議論についていかがでしょうか。  |
| T 委 員        | <p>審議の経過につきまして、どういう経緯からということ伺いたかったので、それは一応今のお話で、区の方のお話及び部会の方のお話を聞いて、およそ私としましては、納得いたしました。</p> <p>私としましては、この健康と生活環境を守るということは、被害者意識だけで言っているということでは決してないと思っています。例えば身近な例で言えば、たばこの煙をどうするかというようなときに、積極的な意味で健康を守っていくということも我々の環境問題を考える上での、大きなポイントになってくるのではないかと考えております。</p> <p>私はちょっと学校のほうで、環境の法律のほうを教えていることもございまして、環境の法律の最後に必ず健康の保護と環境の保全をというのが入ってくるんですね。これは環境というものを考える上での非常に基本的な概念なので、これをやはり、重さとあったのですが、その重さをどう考えるかというのが一つの価値観かもしれませんが、やはり環境の問題を考えるときの、中心的な価値になってくるのではないかと考えていますので、施策の取り組みとしまして、予算の配分方法といったときに、その ほうの、たくさん出ると、現状においては、なるというのは、これはあるかと思うんですね。その時々いろいろ政策は変わりますし、状況に応じて行っていく、それはいいと思うんですが、むしろ価値観としてはやはり、健康と生活環境というものを第一に一応考えていくというのが、非常に環境を捉える上で、重要なのではないかなというふうに考えております。</p> <p>ただ、皆さんの議論で、ここで決めることですので、区としてどうするかということは、それでお決めいただきたいと思うんですけども、これは非常に重要な点だと思いますので、よく議論していただいて、その結果、決定していただきたいと思っております。</p> |
| 会 長<br>K 委 員 | <p>ほかにいかがですか。K委員。</p> <p>この順番の問題につきましても、L委員のおっしゃられるとおりだと私は考えております。さらに補足するなら、今、学校教育では、環境教育を超えて、持続可能な社会を目指す教育、E S Tですね。そちらのほうに変わっていったら。そういう社会の流れの中で、やはりまず低炭素型、資源循環型のまちをつくる、こういうわかりやすい表現で、ちょっと小さくなったとは思って</p>  |

|      |  |
|------|--|
| S 委員 | すけれども、やはり基本目標としては、この持続可能な社会を目指す、そういうのを一番最初に持ってくるべきではないかと考えています。  |
| S 委員 | 私もどちらかというと、L委員の意見に賛成です。やはり行政が主導でやるということで、決して区民の健康と生活を軽んじているわけではない。ただ、まずはやはり持続発展が可能なまちをつくる、その中で区民の健康と生活を守っていくんだというところでは、私は間違いではないのかなと思っております。   |
|      | 以上です。  |
| 会長   | 順番によって何か政策の重みが違うととられるのは、少し違うような気がします。そうすると、目標における自然環境というのは軽んじていいのかといった、そういう誤解を生むんですが、そういうことはこの答申では全くないわけです。本来、、、、というのはそれぞれが対等であって、全体として、ものの考え方としてどういうふうに流れていくのかなということで順番があるだけであって、実際の施策上に、軽い、重いという差別化をここに図ろうという意図は全くないはずですよ。   |
| J 委員 | ただ、実際の発言としては、環境課長の発言は、重みが違うと。重いほうから番に持ってきましたと確かに発言されました。そして、想像力を非常に発揮していただきたいんですけども、さっきK委員のお話でも、学校で低炭素で資源循環型、あるいはそれよりももう少し大きなお話をしています。中学生のサミットなどもされていますね、確かに。だけれども、その教えられている子ども、生徒さんの中、児童の中に、気管支ぜんそくの人がいるということですよ。今既にその症状を患っていると。それに対して、区は特に何の施策も打ちません。測ることは測っていきますけれども、重要視はしていませんというようなことを、環境の部長さんがおっしゃる。プライオリティとしてはそういう方の健康が一番だとは思っていないと。これは軽重ついているんじゃないですか。軽重ついていますよ。 |
| 会長   | 今、審議会の議論をしているわけであって、どなたが何とおっしゃったとか、余りそういうようなことでの議論はいかなもののでしょうか。  |
| J 委員 | ちょっと違われていますよ。  |
| 会長   | 審議会の答申は、これは我々がつくっているのであり、区が作成するものではありません。  |
| J 委員 | 会長がこれを決められているんです、最後は。順番。そこがわからないです   |



|   |     |   |
|---|-----|---|
|   |     | けれども。これ課長と会長で一体どちらがイニシアチブをとられたんですか、じゃあ。   |
| 会 | 長   | 私は皆さんの意見を総括しまとめているつもりです。  |
| J | 委 員 | 会長の意見じゃないですか。   |
| 会 | 長   | 皆さんの意見を総括して案をつくっていただいたものです。   |
| J | 委 員 | その理由がわからないですけども、それが先に来ている。  |
| 会 | 長   | そうですか。私の個人的な意見を申し上げれば、例えば先ほど来、健康の話が出ましたけれども、目標 での話というのは、どちらかという健康なまちをつくりましょうです。目標 というのは、現にいる患者さんに対してはきちんとしましょうという。  |
| J | 委 員 | 患者をつくらないようにしましょうというのが 番です。  |
| 会 | 長   | そうですね。  |
| J | 委 員 | そうですね。  |
| 会 | 長   | 健康なまちをつくろうというのは、  |
| J | 委 員 | 患者をつくらないようにしましょうが 番です。  |
| 会 | 長   | わかりにくいようですので、防災の例でいいますと、火事を起こさないように・・・。   |
| J | 委 員 | 火事と公害は違います。   |
| 会 | 長   | 待ってください。火事などから、わかりやすい説明を。   |
| J | 委 員 | 変なたとえはやめていただきたいんです。   |
| 会 | 長   | 防火を徹底としたようなまちをつくろうというのが、そもそも持続可能な社会であったり、それから、循環型社会であったりするものであって、その中で最もうまくいかなかったような問題の典型が、例えば公害を発生してしまったということなんですね。 |
| J | 委 員 | 番は公害の話ですよ。  |
| 会 | 長   | そうですね。  |
| J | 委 員 | 公害以外はないですね、番は。  |
| 会 | 長   | 公害で結構だと思います。  |
| J | 委 員 | 公害でしかないですよ。   |
| 会 | 長   | 基本目標の と の順番については皆さんが、論争をするつもりはないのです。  |
| J | 委 員 | 論争するつもりはありますよ、僕は。   |

|         |   |
|---------|---|
| 会 長     | 事実として、ご説明しておきたいと思いますのは、ご存じのとおり、昭和42年に公害対策基本法という法律ができました。公害対策基本法というのは、環境に関する何らかの影響のうち、不幸にして著しい影響が出てしまったというものを・・。 |
| J 委 員   | 不幸じゃないでしょう、それ。何ですか、その不幸というのは、   |
| 会 長     | いや、人間にとっては不幸ではないですか。  |
| J 委 員   | 当たり前ですよ。不幸という言葉は今つける必要がわからないです。原因があったんです。   |
| 会 長     | そうですか。ないにこしたことはない。  |
| J 委 員   | 原因があったわけですよ。不幸かどうかじゃないですよ。  |
| 会 長     | 不幸というのは、人間にとっては不幸ではないでしょうか、そんなことが起こってしまったことが。   |
| J 委 員   | 加害者と被害者がいたということが抜け落ちていきますよ。   |
| S 委 員   | すみません、いいでしょうか。各論の議論が.....   |
| 会 長     | かなり大事なことなので、ちょっと。   |
| S 委 員   | そうですけれども、審議会での議論として.....  |
| 会 長     | 今は、どういう違いがあるかということの説明をし、認識を共有しておいたほうがいいのではないかなというふうに考えます。   |
| J 委 員   | じゃあ審議会としてどういう結論を出せるんですか。  |
| 会 長     | 少しお待ちください。どこが違うかということだけの理解であって、どちらの立場に立つかということのを、私は申し上げているわけではありません。どこが違うかということ。                                |
| J 委 員   | じゃあ 番、 番は決められないじゃないですか。   |
| 会 長     | 待ってください。それで、公害対策というのは、先ほど申し上げました、現に著しい被害というものが生じてしまったことを何とかせねばいかんというのが公害ですね。                                    |
| J 委 員   | そうはこれには書いていないです。基本条例には書いていないです。著しいなんていうことは一切ないですよ。人の健康を害するかどうかだけです。だから、そこは歪んでいますよ。                              |
| 環 境 課 長 | 事務局からお願いなのでございますが、時間も限られている中での議論を。  |
| J 委 員   | 時間はずっと限られてきたんですよ、この間の議論は、   |
| 環 境 課 長 | その中で、多くの委員の皆様のご意見をいただきたいと思いますので、意見  |

|              |  |
|--------------|--|
|              | を・・・。  |
| J 委員<br>環境課長 | どうぞ、多くの方の意見を聞いてくださいよ。<br>不規則な発言はお控えいただいて、円滑なご議論をお願いしたいと思いま<br>す。よろしくお願いいたします。  |
| J 委員         | わかりました。ただ、これは会長が最後にそうやってしゃべりますけれど<br>も、時間がなくなって、私に一任してくださいですとか、時間が押していま<br>す、各論ですという話をこれまでも何遍もされていますよ。僕はこの公害とい<br>う言葉を入れるということについて、最初からこの審議の初めから言っていま<br>すし、それについて、反対意見も当然あって当然だと思っんです。理が通らな<br>いのがおかしいと言っているだけであって、理について審議するのが審議会な<br>わけですから、審議会で各論の議論をすべきではないなんていう意見は全くあ<br>り得ないというふうに思います。各論が決められない審議会なんか何の意味が<br>あるのかわかりません、まず。それはいいです。<br>それから、今おっしゃっている公害についての定義がすごい揺れ過ぎる、会<br>長の。公害について、この環境基本条例には書いてあるんですから、ここでは<br>これが公害ですよ。                |
| 会 長          | 環境基本法にも記載があります。公害の定義が書いてありますね。   |
| J 委員         | そうです。これが公害なんです。それ以下でも、以上でもないんですよ。厳<br>密に決まった公害という定義の中で、この は出てきているんですね。 に関<br>しては、全て公害をどうするかなんです。ですから、名前も「公害ゼロを達成<br>し」というのを入れてほしい。それが、私の絶対条件なんです。公害ゼロを達<br>成し、区民が健康に暮らせるまちをつくる。公害がないんでしたら、そんなこ<br>とを入れる必要も全くない。会長がおっしゃるとおり。あるいは、公害とい<br>うものを防ぐために、その外側のこともやっていきましょうというのがあるのも<br>当然わかっております。ですから、低炭素で循環型社会ではないといけないと<br>いうのも当然、わかっています。ただ、現状、公害はある。区民に公害の患者<br>がいる。であれば、公害病とつかなくても、いるのであれば、それに対して<br>は、公害ゼロをまず達成し、それからでしょう。全ての環境施策が。環境施策<br>によって..... |
| 会 長          | わかりました。J委員の意見というのは、従来の審議会の中でも、私、十二<br>分の各論も含めて主張されていると思います。ですから。   |
| J 委員         | 皆さんも今回で言えば、かなり同調されている方が多いじゃないですか。会   |

|   |    |   |
|---|----|---|
|   |    | 長が決められているんですよ、この順番。   |
| 会 | 長  | いや、そういうことはありません。  |
| J | 委員 | じゃあ変えられますか。変えたら何が不都合なのかがわからない。  |
| 会 | 長  | 皆様のご意見の審議の状況というものを包括的に総括させていただいて、<br>、は。  |
| J | 委員 | でも、大体半分半分じゃなかったですか、今。   |
| 会 | 長  | いや、必ずしもそうでもないと思います。<br>どうぞ。   |
| O | 委員 | 今のお話、ちょっと議論が2つになってしまっていて、中身の、明示しろと<br>いうお話と順番のお話、ちょっとこれは分けたほうが良いと思いますけれど<br>も。  |
| J | 委員 | それはおっしゃるとおりです。  |
| O | 委員 | 私は、部会に入っていなかったもので、その辺の深い議論は別といたしまして、<br>今、会長がおっしゃられた、この順番によって軽重がないんだというお話<br>であれば、別に順番はこだわらないということでございます。<br>それと、その部分については、もしここで会長がおっしゃられて、議事録に<br>ちゃんと残れば、それが審議会の結論でしょうから、それはそれでよろしいん<br>じゃないかと思います。中身については、また別の議論というふうにされたほ<br>うがよろしいかなと思います。   |
| J | 委員 | ありがとうございます。   |
| 会 | 長  | ほかにございますか。いかがですか。<br>どうぞ。   |
| H | 委員 | Hです。公募で入った普通の市民です。読んでいくときに、普通に環境基本<br>目標 、 、 、 とあって、そのどれが大事よというふうに、普通の<br>感覚で読むときには、どれも大事なんだろうと、でなかったら最後に、私たち<br>区民が参加して皆さんとともに事業者とか区と一緒に考えて行動するというふ<br>うに参加していかなければいけないんだと思う、その基本目標 というのが一<br>番下になってしまうのかという、そんなふうにはとらなかったもので、その 、<br>の扱いについては、多分感じられる方のそれぞれのいろんな表現が、さっき<br>J委員がおっしゃった表現、環境課長さんがおっしゃった表現、会長がおっし<br>ゃった表現で、とる人の気持ちというのがいろいろあるんだなというのをしみ<br>じみと今、感じたところです。 |

|            |   |
|------------|---|
| <p>会 長</p> | <p>区民として、自分が何をしなければいけないのかしらというふうに読んでいった際に、中身的なところでは、基本目標の のところは、どうも何も区民はできない。水をきれいに、油を流さないようにするぐらいしかできないななんて思いながら、いつも読んでいますけれども、ここは行政の方にやっていただかなければいけないところが多いんだなと。自分のできることは何かしらというふうに読んでいったときに、一番最初にある低炭素のところだったら、ここはちょっと自分でも頑張れるかなという話があるので、最初に乗って、読んで、「よし、頑張ろう」という気持ちにはなりました。それで、その順番の話がそれです。</p> <p>それで、公害ゼロという表現は、私的には全然、「ああ、公害ゼロになるのはうれしいな」と思うので、題目についての表現はまた別ですけれども、順番については、 、 、 、 、 、どれも同じ扱いであって、最初に間口というか、ハードルを低くしてくれる、やる気をさせてくれるこの内容が、最初に読めるというのはいいかなと思いました。すみません。</p> <p>いかがですか。私は確かに を先にしたほうが、流れとして、頭の中にずっと入るといって人がいらっしゃるといことはわかりました。ただ、何回も申し上げますけれども、逆の考え方で、頭がずっと入るといって人もたくさんいます。加えて、政策上は、別にこのことにより、軽重が何か、意図されたものというのが全くないのだということです。そのときに杉並区が、今の世代から、長い将来の世代に向かって、どういうまちをつくっていくんだというときに、場合によっては多分基本目標 で掲げていることのほうが、より場合によってはつらい問題かもしれない。根本にかかわる問題ですから、今までのように楽を求め、便利性を求めただけではもう根本的に違うという方向を出すという観点では、 番というのは、実はこれは区民の健康を保護するとか、生活環境上、支障を生じないということは、これは当たり前で、それなら最低限、国家あるいは自治体、企業、やらなければいけないことです、これは。もちろん国民もやらなければいけないけれども、どちらかという、行政とか企業とか、そういったところが真剣に取り組まなければいけないという、 番は、こういう行政とか企業を含めた、現世代が責任を持ってこの地球上で生きていくために覚悟できているんですかという、そういう問いかけです。こういうふうに考えると、一番というところで、まず方向を定めて、そして最低限、現世代、我々が被害を受けるような、そういうような環境条件が、まだ残っているよう</p> |
|------------|---|

|                                      |  |
|--------------------------------------|--|
| <p>J 委 員</p> <p>会 長</p> <p>J 委 員</p> | <p>なことは、杉並では話にならないと言う。こういう流れで、しかし、個々にある政策にそういう重みがあるのではありません。区民が環境基本計画を読んだときに、頭にすんと入って行って、この環境基本計画に従った取り組みに、一員として加わっていくかという気にさせるにはどうしたらいいかという観点で考えるのかなと考えます。</p> <p>J委員は何かこのことによって、根本を歪めようとしているのではないかという視点で捉えられているとするならば、それは根本的にそんなことはないといった理解だけはお願いしたいと思います。</p> <p>会長がおっしゃっていることは、わからないのでは全くないです。筋としてわかっております。ただ、杉並区では公害が現在あるんですか、ないんですかといえば、あると。これは会長は認められますか。</p> <p>環境基準を満たしておりませんので、現に。</p> <p>J委員 基準自体が満たされていない項目が、光化学オキシダント、あと振動、騒音、やはり幹線道路沿い、環八、環七、青梅街道、非常に多いですから、杉並区民の中では、非常に苦しんでいる環境弱者がいると。ですから、アンケートをとったときに、2割から2割5分の方は空気をよくしてくれというふうに、区の方に要望しますよね。それと比べて、同じぐらいの方が空気がいいと思うというふうに出るのは、それは2極化しているから当然だと思うんですね。その弱者のほうの被害を放置してはいけないうらう、それが一番にあるわけです。それが十分に手当てできているのであれば、例えば基準が決まって、40年たったのに、それが達成されていないどころか、悪化していつているような項目があるということ、なぜ放置されるのかがわからないから、それを重しとして、一番に掲げるべきではないかというお仕置きですよ、要するに。今までの間違いに対する。理念、きれいなことはいいんです。要するに杉並区の公害をめぐる状況を鑑みるに、要するに常に最初に考えなさいという意味で、最初に持ってくるべきだろうと、これは要請されることで、僕の意見というよりは、患者さんもここにオブザーバーで来ませんけれども、患者がいるということ、環境の部の方は数字として見られているのではないかと、実際に想像しなくてははいけない。そういう人がいると。自分たちの政策によって。</p> <p>それで、L委員のお話の中で、空気は区で区切られているわけではないので、ほかの地域の影響があるから、公害ゼロはちょっと怖いんじゃないですかと、掲げるのは、それは、でも、おかしいですね。二酸化炭素を減らすという</p> |
|--------------------------------------|--|

|              |   |
|--------------|---|
| <p>L 委 員</p> | <p>ほど、その全部が影響する話ではないので、番のほうがそれだけ大きい話。大きい話から持ってこられているんですけども、ギャップがあるじゃないかというお話をしているわけです。区の現状をどう捉えているかという、まず現状認識がこういったもので示されないんじゃないかと、大題目がまず来ているじゃないか、きれいごとが来ているんじゃないかというところを言っているわけですよ。そういう苦しんでいる生徒に教えるときの教える内容ですかということを行っているんです。</p> <p>その公害対策を区はこれだけしています、してこれませんでしたということをもまず正直に書かないと。正直に。杉並区の公害は今はどうです、環境汚染はこうです、いいところもあります、ひどいところもあります、それを今後どうしていくかということは、ほかのことをやる上でも、まず前提としては押さえますということをも明言されるべきだし、私は審議委員として、あるいは区民として、それをまず、区には要請したいし、自分たちの生活で影響する部分には、それをまず実践したい。二酸化炭素を減らすことも重要ですが、それより先に、どちらかと言えば、軽重があるんですか、ないんですかと言われれば、絶対に守らなくてはいけないのは、公害を出さないことのほうだと、公害を出しながら二酸化炭素を減らすという選択は私にはない、例えば。ということなんです。</p> <p>公害を出しながら、二酸化炭素を押さえるというふうに申し上げているつもりはなくて、確かに私は前の部会のときに、空気は仕切ることができないようなことを申し上げました。けれども、一市民、区民として、公害患者が二の次であろうというふうには思っておりません。それで、会長が何度もおっしゃっているように、軽重がないのであれば、私はもしどうしてもおっしゃるのであれば、本当に、番をかえていただいても、それは構いません。もし、例えば軽重があるために番だというふうにおっしゃるのであれば、私は変えていただいても構わないと思います。</p> <p>ただ、今、言葉尻を捉えるようで大変失礼かとも存じますが、行政に対するお仕置きのためにという表現、そのために を と入れ替えるとの考えをお持ちになるのであれば、それは環境基本計画、私たち、それこそ今ここで目標として、区民一人一人がという言葉が目標に入りましたが、私たち審議会委員に一人一人がその行政のお仕置きとして、 を に持ってくる、私はその理由なら審議会委員としては、それは賛成できません。</p> |
|--------------|---|

|   |    |   |
|---|----|---|
| 会 | 長  | この辺でそろそろ、J委員、意見の集約をさせていただきますか。  |
| J | 委員 | 今のご質問ですから、答えますよ。お仕置きという言葉の意味は。要するに、区民がじゃあ何ができるんですかとH委員、おっしゃいましたよね。について、それはできないんです、ほとんど。公害ですから、これは区民が被害に遭う場合のほうを想定した章ですから、当然なんです、やれることではなくて、区がやらなくてはいけないことを言っているんです。あるいは事業者が。ですから、お仕置きという意味は、足かせなんですよ、これは。区にとっては、これはやらなければいけない。ネバーなんです。やったほうがいい、やれたらいいですねというすばらしいお話とは違うんです。本来やれないことのほうが、ペナルティなんです。という意味で、お仕置きなんです。ペナルティですから。できてきませんでしたということをはっきり書きなさいということ言っているんです。できてこなかったことについては。そして、公害を起こさないということを前提にしなければ、と続くものがあるとしても、それはやってはいけません。軽重があります。 |
| 会 | 長  | 今までの議論を私なりに総括をさせていただき、まとめるとするならば、この中に軽重を置くつもりは、今までの議論の中、皆さんの議論をしている中で、軽重があるという認識はなかったはずで、これは。人によっては、例えば自然の.....   |
| J | 委員 | 僕はずっとありますよ。   |
| 会 | 長  | ある委員もいらっしゃるかもわからないけれども、それでしたら自然のほうが大切だというふうに多分の議論の過程から、私の受けとめ方としては思っている委員もいらっしゃるはずなんです、実は。  |
| J | 委員 | でも、意見はなかったんですよ。具体的な意見はないでしょう。   |
| 会 | 長  | いや、いらっしゃる、そういうふうに言っていないから、はっきり今まで軽重があるという捉え方の議論をしていなかったの。   |
| J | 委員 | 私はセーフティファーストという言い方ですって言っていますよ。ファーストですから。  |
| 会 | 長  | しかしそれは、J委員の意見であります。   |
| J | 委員 | ですから、意見として言っているじゃないですか。   |
| 会 | 長  | わかりました。J委員の意見。  |
| J | 委員 | じゃあ反論があれば、言えばいいわけですね、審議会で。何で会長がそれを代弁してあげているんですか。  |



|       |  |
|-------|--|
| 会 長   | どうぞ。   |
| R 委 員 | <p>この会議の目的って、大震災があってからということなので、大震災があった後、とても私、最近思っているんですけども、男性の方が、手ぶらで結構歩いていらっしゃる方が多かったんですけども、リュックを背負ったりとか、バッグを持ったりとか、やっぱり皆さん、それぞれいつ地震が来るかわからないので、自分の身は自分で守ろうという気持ちがとてもあると思っているんですね。その中で、これを改正するんだということで、そうなってくると、本当にもう考えなければいけないのは、今、ここで生きている私たち、地球環境とか、この先どうなるんだろうとかということで、考えたときに重みとかというより、やっぱりぱっと捉えたときに考えるのは、この 番の循環型社会というのをどんなふうにつくったらいいだろうということの入り方で、ここにやっぱり区民の健康と生活環境を守ることになってくると、じゃあ役所に、区のほうに守ってもらうという感覚が出てきてしまう。今後私たちが考えなければいけないのは、守ってもらうんじゃなくて、区民全体が声を上げて、役所と一緒に事業者と一緒に、どんなまちをつくっていいのかを考えていく、この一番、 番目だと思うんですけども、その行動を一緒に始めようやというような形で、私はこの順番がとてもいいんじゃないかなと思いました。</p> |
| 会 長   | <p>私は、今日の議論を踏まえて、最終的な答申にどう修正をするなり、手を加えるかということについて責任があると思っておりますが、7ページの上から5行目から、確かにここに書いてあることは、部会で議論したことをそのまま記載していますね。順番については、何々となっているが、こうであるという意見があったとの記述であります。ここに書かれているところで抜けているのは、この順番に何か重みがあるので、それで順番性に意味があるというようなことを、もしここから感じられるのであるならば、むしろそうではなく全てが大切だということです。ただ、どういうふうな頭で入ってくるかという、今、まさにR委員がおっしゃったわけですけども、今回は、なぜ計画を改正しなければいけないのかというお話は、一番の契機は、実は前回改正後に東日本大震災があったことによりますね。基本的なエネルギー問題、あるいは震災に伴ういろんな安全性の問題、そのような杉並区の足元の問題というよりも、杉並区を取り囲む大きなところで、また基本的なところで今までの計画の単なる延長線でもいいのかということについて、根本的に考えさせられる事態になったと。そのあたりを一体、どのように捉えたらいいのかというところで見直しが</p>                           |

|      |  |
|------|--|
|      | <p>あったというのは、諮問のそもそものきっかけでした。これらの事項を総合的に考えたときに、今の 、 、 、 というのは、政策の軽重を言っているのではなく、今までの諮問を捉えて、どのようにそこに答えを創るかという観点から、このような流れになったということを、ここに書くことがより適切です。もしそこに区民の命だとか、公害対策を、これは結果的に軽んじていると、とられるようなことがありましたならば、答申の趣旨がむしろ歪められてしまいますので、むしろこういうような目標 になっているのが、目標 がのほうがいいというようなご意見もあって、こういうことで答申を、何となくこちら書いてあるから、こちら書いてあるねということで、ややもするとごまかしたような答申は、むしろやめたほうがいいのではないかなというような気すらしてまいりました。</p> <p>いかがでしょうか。この辺のむしろ書き方を、今日の議論を受けて、きちんと書くことが適切ではないかなという気がします。</p> <p>この順番以外の意見というのはございませんか。</p> |
| J 委員 | <p>公害ゼロです。「公害ゼロを達成しよう」を 番の目標の言葉に入れていただきたい。それは公害の話だというのは、会長も認められましたし、ほかの方も公害以外のことは書いていないのはわかっておられると思うので、基本目標は、「公害ゼロを達成し、区民が健康に暮らせるまち」といったような文言に、「公害ゼロを達成する」ということを入れていただくのを強く要望します。それによって、何か不都合があるのであれば、理屈として伺いたい。感覚じゃなくて、不都合が何かありますか。もう感覚の話は聞き飽きましたから。</p>  |
| 会長   | <p>どうぞ。</p>  |
| R 委員 | <p>公害ゼロということは、自動車は公害を出すもの。</p>   |
| J 委員 | <p>例えば待機児童ゼロって言っていますよね。あるいは災害ゼロ、ゼロ災って言いますよね、工場で。それはゼロが達成できないと、あらかじめ多少は予測されても、ゼロと言うわけですよ。ですから、公害ゼロということに、そういった意味では問題はないです。</p>  |
| R 委員 | <p>結果的には目標であって、実際には実現不可能なものだと私は思います。</p>   |
| J 委員 | <p>いえ、ですから、ゼロを入れることに何の不都合があるんですか。待機児童ゼロって入れていますよ。例えば、今の区長のお言葉で、広報を読まれたら、待機児童ゼロは名目上の目標ではない、実際に達成するものだと、そうしたら、目標にゼロって書いてあっても、名目上もあるという意味ですね。ゼロを</p>  |

|              |   |
|--------------|---|
| <p>会 長</p>   | <p>入れるのに何の不都合があるんですか。ゼロを入れることを強く主張している人間は私のようにいます。それで、強く主張される意味がないでしょう、ゼロを入れないということは、感覚が嫌なだけでしょう。何か達成できないことを言っているんじゃないかということでしょう。</p> <p>おっしゃっている意味はわかります。交通事故ゼロだとか、何々がゼロというのは、わかります。具体的に環境基本計画というのは、目標を定めて、その目標を達成するための手順というものをきちんと書いていくものですね。ですから、ゼロという文言は標語としてはいいと思いますが、計画の目標として、具体的にゼロというのは、それは環境基準を達成するというで置きかえるということですか。</p>  |
| <p>J 委 員</p> | <p>環境基準を達成するのは前提ですね。そのときにも公害が発生している可能性はありますから、そういうことではなくて、もし発生しているとしても、それをゼロに抑えていくということを、その時点で施策としてとるという意味も含めています。予防的な。公害防止ですから。ゼロを維持するわけですよ。公害ゼロを達成した上で、健康に暮らしていけるまちを継続していくという意味なんですよ。それがもともとのこの基本計画、環境基本条約というか、もともとの条例の趣旨じゃないですか。公害が核としてありました。でも、公害だけ据えてもしょうがないというか、守れない、回り回って人間の生活に影響する点が出てくるから、公害以外のことも考えなければいけないということで、回りに足していっているわけですよ。ところが、真ん中の言葉の公害というものが、なぜこの中に全然標語というか、リードのところに出てこなくなるんですか。条例にはあるのに、この文章の中にあると、公害というのが、目標の中からもなぜ抜け落ちなければいけないのかがわかりませんということはずっと言っているわけですよ。それに対する理屈の通った反論は今までないんです。感覚として、それは入れたくないというご意見にしか聞こえないんです。何か公害ゼロを達成するというに不都合があるんですか。やるべきことじゃないんですか、一番に。この 番はそのことしか言っていないですよ。大気汚染、水質汚濁、その他、振動、騒音、化学物質による公害、全てこれは人間の健康を害する話です。きれいな何かをつくりましょうとか、そういう話ではないです。実際にこれはゼロにしないではいけないという話ですから、それが前提なんです。ですから、区の方には、そのゼロを入れないという自由、裁量権がないんです。今までそれを削ってきているんですよ、なぜ。</p> |

|         |  |
|---------|--|
| 会 長     | おっしゃることはわかりますが、「公害ゼロ」という表現でなければまずい<br>ですか。ここに環境基準の達成ということが書いてありますね。公害ゼロは一<br>体何を意味するかというのは、なかなか、意味深い言葉です。  |
| J 委 員   | そういう意味では、低炭素のほうが全然わからないじゃないですか。「低炭<br>素で資源循環型」って何を意味するんですか。  |
| 会 長     | 公害の議論をしているのですけれども、公害はわかります、公害というの<br>は、人の健康だけではなくて、生活環境.....   |
| J 委 員   | 人の健康なんです。健康なんです、これでは   |
| 会 長     | 違います。公害には生活環境の保全の観点も入っています。  |
| J 委 員   | いや、これは違いますよ。読んでくださいよ、その条例を。  |
| 会 長     | 基本目標のところには、区民の健康と生活環境を守ると書いてありますね。   |
| J 委 員   | それが間違っていますというお話をしているんです。その言葉になぜ置きか<br>えられるのか。公害という言葉なぜ削らなければいけないのか。  |
| 会 長     | 事務局に聞きますが、杉並区では公害というのは、人の健康だけに置きかえ<br>ているんですか、条例で。   |
| J 委 員   | 読んでみればいいんじゃないですか。  |
| 環 境 課 長 | 失礼しました。第2条で、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他、<br>人の活動に基づく生活環境の侵害であって、大気汚染、水質汚濁、土壌の<br>汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等によって、人の生命もしくは健康が損<br>なわれ、または人の快適な生活が阻害されることを言う」と定義をしてござい<br>ます。 |
| 会 長     | やはり生活が入っていますね。   |
| J 委 員   | 人のですよ。   |
| 会 長     | 人の生活が入っています。J委員、ご存じで言っておられていると思いま<br>すが、日本の公害対策は、世界的にもそうですが、人の健康という観点では、か<br>なりきちんと基準ができていますが、生活の環境という観点から、基準が実は<br>できているとは限らないのです。                          |
| J 委 員   | ちょっと議論がおかしいです。   |
| 会 長     | いや、おかしくなくてですね。   |
| J 委 員   | いや、ここのことを言っているんですよ。の中には今、公害のことし<br>かないじゃないですか。   |
| 会 長     | 公害というのは人の健康と、生活の環境に侵害があることを言うのです。  |

|        |         |   |
|--------|---------|---|
| J<br>会 | 委員<br>長 | 人のですよ。<br>人の生活です。人の生活というのは、例えば洗濯物を干したけれども、PMのようなもので汚れてしまったというのも、公害といえます。  |
| J<br>会 | 委員<br>長 | それは事業体がいるじゃないですか、PMを発生させて。<br>あるのです。したがって。  |
| J<br>会 | 委員<br>長 | 公害でいいですよ、それは。<br>本当の意味で公害をゼロにするということは何なのかというと、人の健康はもとより、生活の環境の支障までもしてはいけないという、非常に本当は高い目標なのです。   |
| J<br>会 | 委員<br>長 | この間は、公害ではなくて、生活環境というふうに言ったときは、公害以上にハードルは高いんですというのは、それはもう聞き飽きているんです。<br>公害が防げていないから、そういう話をしているんであって、公害がない杉並区でこんなことを言うわけがないじゃないですか。公害があるから、杉並区には現状公害があるから、それを明示してくださいと言っている話であって、公害があるかないか、わからないところと言っている話じゃない。 |
| J<br>会 | 委員<br>長 | わかりました。公害があるということは、私は否定しませんけれども、公害ゼロという概念は、人の健康だけではなくて、非常に高い問題にまでハードルが一気に上がるのです。今申し上げたように、人の健康のみならず、生活環境の保全という観点からも、支障はないというのは、実はここにはないけれども、例えば植物の影響なども入ります。そういう観点まで含めて。                                      |
| J<br>会 | 委員<br>長 | でもBODやCODに行けばそれはあるでしょう。<br>いや、大気汚染によるものです。  |
| J<br>会 | 委員<br>長 | いや、どちらにしろ、広げればあるかもしれませんけれども、こので言っているのは、要するに人の健康に関することじゃないですか。で言っているのは、それしか言っていないですよ。  |
| J<br>会 | 委員<br>長 | 基本目標 ですね。   |
| J<br>会 | 委員<br>長 | この中に出てくる施策を見てください。<br>しかし、この人の健康、生活環境を守るまちづくりというのを、公害ゼロに置きかえるべきとおっしゃっているのですね。   |
| J<br>会 | 委員<br>長 | 要するにおっしゃっているのは、それ以上やるべきだというのは、おっしゃっているのはわかりますよ。それ以上やるべきなのに、そんなところに返めていいのかという、そのお話はもう聞き飽きているんです。じゃなくて、公害ゼ  |

|              |  |
|--------------|--|
|              | <p>口すら達成できていないじゃないですかと。今の環境基準すら達成できていないという。</p>  |
| <p>会 長</p>   | <p>J委員、本当は2人でもう一回基本に立ち返って、議論した方がいい。今、こういう言い合いの中で冷静にお互い理解できるとはちょっと思えない。それで、余り言葉尻でやったところで有益な言葉が、こういうものの収束になるとは思えない、残念ながら。</p>  |
| <p>J 委 員</p> | <p>ただ、主張しているのは、公害ゼロと入れてくださいよということだけなんです。要するに公害という言葉すら、なぜ取るんですかと。</p>   |
| <p>会 長</p>   | <p>ではJ委員からは公害ゼロということにこれを、区民の健康、生活を守るまちづくりを公害ゼロに変えるべきであるのご意見が出たというのはわかりました。それで、このことについてお諮りしたいと思います。いかがですか。なかなか公害ゼロというのは何かというのを、ここに書いてあることと何が違うかというのは、かなり面倒な議論をしているなというふうに思われるかもしれませんが。理解しにくいことを今議論しているかもしれません。</p>  |
| <p>J 委 員</p> | <p>というのは、前の改定のときもそうですけれども、そんなことにこだわっているのは僕だけなわけですよ、審議委員の方でも。じゃあ具体的な、なぜ入れたらだめだというふうに思うのかがないんだったら、じゃあ入れればいいじゃないですかというのがまずあるわけです。積極的に反論している人間がいて、それに対する有効な反撃もないのに、審議の中で。なぜか入れてこなかった。もともとは入っていたんですよ、その前の前。わざわざなくしているわけですから。それはなくすべきじゃなかったし、入れ直すべきだということを前の改定のときも言ったわけです。今回もこうやって主張しているのは僕だけだとして、杉並に公害があると区の方も認めているんだし、みんな思っていると。じゃあ公害ゼロを達成した上で、さらに健康に暮らせるまちにしましょうというような、そういうスローガンにするほうが、具体的に杉並区の状況も反映しているんじゃないですか。</p> |
| <p>H 委 員</p> | <p>とても難しいのですが、公害が杉並にあるということが文章に入っていない、それはおかしいのではないかというお話と、公害ゼロという題目を目標として掲げるべきだというお話があると。前段のほうは確かに私もかなり子どものぜんそくとか、非常に河川のおおいのきついところに住んでいるので、実感としてこれが公害という現象なのかなと思うと、公害という言い方を残しておいてもいいと思います。</p>  |

|            |  |
|------------|--|
| <p>会 長</p> | <p>それで、公害というのは、区民がやる領域というのがないので、行政に公害という文字を残すことで、よりもっと頑張って、減らして行ってほしい、なくしてほしいという文言を入れるのは、賛成です。公害ゼロという題目を入れることが概念として、リスクゼロを求めているように思えてきています。今のお話で。リスクゼロを求める気持ちはもちろんあるんですが、例えば我が子を学校に送り出すときだって、帰ってこないかもしれないと思いながら送り出します。何かあるかわからない世の中ですから。それでも、絶対帰ってきてねと思う気持ちはあるけれども、それをリスクゼロを、彼に求める気持ちも、社会に求める気持ちもないという意味では、公害ゼロがリスクゼロを求めるというような、非常にある種、無理であることがわかっているものを求めるというのであれば、区の目標として、そういう言葉遣いは不要だと思います。</p> <p>ありがとうございました。この点については、非常に強い、特に強い反論はなかなかされておきませんので、公害ゼロという考え方を、先ほどいみじくもスローガンとして表現しましたが、行政計画の目標そのものを公害ゼロというふうにするというのはなかなか難しい。具体的な目標と達成のためのロードマップをつくるというのは、なかなか至難の技だと思いますけれども、現に今の議論に関係するところとして、9ページの下から4つ目を見ていただきますと、こう書いてあります。「環境の事象にかかわらず、環境基準が設定されているものについては、その維持達成を目標に掲げるべきである。特に達成できていないものについては、計画期間内に達成することを目標に掲げて、重点的に取り組んでいくのが必要である」と書いてあります。ここまで書いているわけで、これ自体も私は事業者、行政が相当改めて覚悟して取り組まなければいけない。しかもこれは杉並区だけでできる問題ではありません。当然のことですが、広域的な日本全体の対策の進展、杉並区としてできなければ、それを都にどういうふうに働きかけるのか、あるいは都だって国にどう働きかけるか、場合によっては国際社会まで働きかけなければいけないという、こういう時代です。これはそこまで書いてあるわけです。それと公害ゼロをどういうふうに一足飛びに、目標に公害ゼロと掲げるんだということはいいいのですが、スローガンとして公害ゼロの杉並にしたいということは、これは何ら間違っているとは思いません。</p> <p>ただ、環境基本計画として、一定の期間、平成33年度までに何をやることによって、公害ゼロになるのかという道筋を書く場合に、そういう表現がiiの</p> |
|------------|--|

|   |    |  |
|---|----|--|
|   |    | <p>か、あるいは公害ゼロというのは、我々の共通の願いであるというような形ではっきり書くのは別に構わないと思うのですが。そのところを、この基本目標の目標そのものをこれに置きかえるということに関しては、議論したほうがいいと思います。何らかの形で、強い公害ゼロという、現にまだ公害が残っているということを、この中に、どこかに表現として、入れ込むことは、この審議会の、これだけの時間を使って議論しているわけですから、それをいけないうつもりは私はありません。</p>  |
| J | 委員 | 私が主張しているのは、この目標に入れるということですよ。   |
| F | 委員 | <p>委員のFです。今、公害、公害ということで皆さん議論されていますけれども、この公害というのは、我々の取り巻いている中で、何を公害としているのかどうか、私は恐らく一くくりに公害と言っているだけであって、じゃあ杉並区内の中で、一番の公害は何なのかということで、細分化されている公害の要素というか、因子というか、そういうようなものがまだ分別化されていないんじゃないかというふうに思います。と同時に、やはり私たちが生活をする、あるいは生産活動をしていくというようなこと、これを考えると、公害をゼロにすることに反対しているわけじゃございませんけれども、限りなく少なくしていくという努力は必要だろうと思いますけれども、公害をゼロという、目標として掲げるならばいいけれども、恐らくこの公害ゼロというふうには持っていくことはできないんじゃないかなと。</p> <p>例えば二酸化炭素、これは我々が生きて、息をしている中でも二酸化炭素は出ているわけですよ。と同時に、養鶏だとか、あるいは養豚用、そういうような形で私は聞いただけで、本当かどうかはわかりませんが、この牛がゲップをする二酸化炭素は非常に、人間の呼吸よりも多いというようなことを聞いていますし、そういうような形でもっともっとこの公害を細分化して、このところをこういうような形で低くしていこうというようなことにならないと、一くくりに私は公害をゼロにする、あるいは低くしていくということは、努力が必要だと思いますけれども、私は可能なんじゃないかなという考えを持っています。</p> <p>以上です。</p> |
| 会 | 長  | 貴重なご意見はありがたいのですが、二酸化炭素の場合はここでは公害としては扱っていません。   |
| F | 委員 | そうですか。すみません。   |



|   |    |  |
|---|----|--|
| 会 | 長  | 10ページに書いてありますように、主に大気汚染問題と考えていただくのがよろしいかと思います。もちろん交通に関する、感覚公害と言われている騒音、振動のたぐいです。これらが杉並区として、現実問題として直面しなければいけない問題だろうと思います。   |
| F | 委員 | 騒音にしる、あるいは振動にしる、じゃあどこではどのぐらいの騒音、デシベルがあるのか、あるいは、振動についてはどのぐらいの揺れがあるのかどうかというようなことはまだ分析されていないし、わからないと思うんです。  |
| 会 | 長  | いや、これは自治体によって観測を継続実施していますので、わかった上でここで議論しています。  |
| F | 委員 | だから、そういうようなことだったら、今の数値目標があるとするならば、これをどのぐらいにしようかというような、目標値は設定できますよね。  |
| 会 | 長  | 環境基準もありますし、いろんな規制体系もあります。杉並区という区域内で、杉並区だけでできることと、なかなかできない問題と、いろいろとあります。残された問題というのは、比較的難しい問題が残ってしまったということです。ですから、様々なことを、英知を結集してやらなければいけないという段階に来ていると思います。その辺を、10ページのあたりに答申の中では、したがって、杉並区としてはもちろんやらなければいけないけれども、事業者、それから、都、国に対する強い要望なども含めた戦略を立てなければいけないというニュアンスの答申になっているはずですが。   |
| J | 委員 | 時間もあれなので、最後に今の件に関して言いますと、会長がおっしゃっている文章の中に入れるということではないんです。要するに、この基本計画を読む人がどれぐらい少ないかというのは、前に私、話題にしましたけれども、少ないわけですが、区民で読む人自体が。そして、その目次を読むかどうかですよ、読んだとして。その大項目の中に公害という言葉を入れていただきたいという意味なんです。ですから、審議会ではこんな議論もありましたというお話ではないんです。要するに区民に対して区が、区には公害があり、それを改善していくんだということをはっきり基本目標のところでは明示していただく。ですから、ゼロが嫌なら、「なくし」でも何でもいいわけです。要するに公害を防止しとか、公害をなくす努力をし、健康に暮らせるまち、要するに環境に優しいとか、環境中毒めいたお話ではなくて、公害という言葉をしっかり入れていただきたいというのが、これは要するに要請です。 |
| 会 | 長  | わかりました。あとこの題目だとか、順番だけじゃなくて、ほかの内容面で   |

|              |   |
|--------------|---|
| <p>L 委 員</p> | <p>まだ結構たくさん大事な点があると思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>お願いします、L委員。</p> <p>この意見は、本当に素人の意見なので、ここが適切かどうかわからないんですが、最後の部会の際に、その目標のところ、資源循環型という、その資源について、それが低炭素の問題もありますが、あとごみだけかというふうに会長がおっしゃったので、ほかに循環すべき資源が何かということを考えて、水をもうちょっと上手に循環して使っていく必要があるんじゃないかと、特に33年と、先が長いですから、その間に水問題ってすごく重要になってくるといったんですね。ですから、水のことは例えば基本目標のところに、雨水浸透施設や透水性舗装の整備とか、うるおいと安らぎのある水辺環境づくり、水と親しめる環境づくりとかとありますけれども、資源としてもうちょっと有効に使うというような提案を、この資源循環型のところでできないものかと思ったんですが、すみません、最初に言ったように、素人なので、どなたか少しこの資源としての水について、知識のある方がいらしたら、ご意見を伺いたいと思います。</p>  |
| <p>会 長</p>   | <p>本来の循環というのは、物質循環だけではなくて、水の循環、それから、温暖化も実は炭素の循環で、炭素がぐるぐる回っているということですね。それから、窒素循環ともいまして、生物体が死ねば、生物はタンパク質でありますから、その窒素が固定化されていく。それから、窒素というものが植物にとっては栄養源になるとか、この窒素も実は空気中と水と土の中を回っているのです。地球というのはうまい星でして、いろんな物質がぐるぐる回っている。そのぐるぐる回っているのが円滑で、自然の状態に、その中で人間がいかに恩恵を被っていくかという考え方で生きていかない。その循環というか、そのシステムを乱すことによって、先ほどから言われている一番激しい形は公害というものになったり、環境汚染だったりするということですから、循環というものに根差したまちづくりといった場合には、もうちょっと広い意味になりますね。</p> <p>そうすると、この基本目標の も も、場合によっては の一部も循環ですよ。特に東洋哲学で循環というと、非常に広い概念を持っていますよね。そこまで今、循環という概念を、目標 を広げてしまうと、もう一回この 、 、 、 と書いてあるものを見方全体を見直さなければいけないというようなことになります。結果的にご不満でしょうが、今の案で の循環というの</p> |

|                |  |
|----------------|--|
|                | <p>は、ややもすると、物質の循環というところに特化した書き方になっている。おっしゃっている水の循環というのは、基本目標 の後ろと基本目標 の後ろに、わずかにここに、水の環境、水の循環というものが大切であるということで、そういったものを保全したまちづくりというものがこれから必要ではないか、雨水の有効利用なんかも促進すべきではないかというようなことが、答申文として入っています。整理の問題で、ご指摘の点を全く否定するつもりはないのですが、この原案は、狭義の循環を中心に考えている、非常に深い意味で考えている方から見ると、不満かもしれません。</p>   |
| E 委 員          | <p>水のことが出ましたので、拝見していて、私もこの基本目標のどこに入るのかとちょっと思ったんですが、杉並区は地理的な条件でいうと、地下水が非常に豊富なところですので、多分、公立小中学校全部に井戸もありますし、多分、防災協力井戸も500個、もっとあるんじゃないかと思うんですね。それについて、井戸については何も、地下水に関してはちょっと書かれていますけれども、防災、あと33年度までですから、少し長いスパンなので、もう少しどこかに井戸のことが書かれていたらいいなとも思ったんですが、じゃあどこにといいと、少しどこがいいのかというのもわからなかったんですが、杉並区の場合は、今申し上げたように、小中学校にも全部に井戸がありますし、あと防災時の協力井戸もたくさんあるので、そこら辺も含めて、何かどこかに書かれていたほうがいいのではないかというふうにちょっと思いました。</p> |
| 会 長            | <p>要するに地下水というものに恵まれているので、それを大事に使えるようなまちづくりに生かしていけということですね。</p>   |
| E 委 員          | <p>そうですね。それと、實際上、井戸がたくさんあるということの活用というか、そこら辺で何か、どこかに少し書かれたほうがいいかなというふうに思いました。</p>   |
| 会 長<br>環 境 課 長 | <p>井戸のマップはあるのでしょうか、杉並区には、<br/>防災の側面から特に、以前から意識してまして、どこに井戸があるかと、<br/>というのは地図に落とし住民の方に知っていただかないと、いざというときに使えませんが、地図をつくり、それから、ある場所にはそういう井戸がありますよという表示をさせていただいて、多くは民間の方の宅地内にあるというケースもございますし、今、委員からもお話がありましたけれども、学校でも設置をしておりますので、いざというときには非常に貴重な水と区も捉えてございます。</p>  |

|             |  |
|-------------|--|
| 会<br>長      | ほかのご意見いかがですか。  |
| 〇<br>委<br>員 | すみません、水ではないですけれども、2点ございます。<br>1点は、目標の「区民、事業者、区がともに環境を考えて」、この部分なんですけれども。  |
| 会<br>長      | 基本目標ですね。   |
| 〇<br>委<br>員 | です。5ページの「一方、成人への環境教育・環境学習の機会の提供及び参加は必ずしも多いとは言えず」、非常にこれが重要だということが述べられておりました、そのとおりだと思うんですけれども、一方、12ページのほうでは、環境教育は全ての環境施策の基礎となるものである。特に若年層への環境教育が重要でありと、矛盾はしていないんですけれども、わざわざここで、ある程度若年層への環境教育というのをもう既になされている部分もあるので、何かあえて前のを打ち消しているようなイメージが、私はちょっとそれを感じました。<br>それから、もう一点ですけれども、私にとってはこの基本目標の「区民、事業者、区がともに環境を考え、行動する」という、これが一番重要ではないかと私個人は思っているんですが。 |
| 会<br>長      | どこでしょうか。ともに行動する……  |
| 〇<br>委<br>員 | いや、この大目標です。これが非常に重要な項目だと思っているんですが。   |
| 会<br>長      | 、 、 、 、 だとここが一番大事であると。   |
| 〇<br>委<br>員 | はい。先ほどの話の繰り返しかえしになってしまいますけれども。そういう意味で、なぜ区としては、言いにくいんでしょうけれども、何で区民がちゃんと参加してこないとだめかという説明が、もうちょっと大前提であるとか、必要不可欠という言葉で、ぼんぼんっと書かれているんですけれども、区民が巻き込まれてこない限り、目標達成というのは不可能なんだということ、何かもう少し丁寧に書くような部分があってもいいのではないかなと思っております。   |
| 会<br>長      | そこは確かにこの辺は軽く、重要なのはわかっていますけれども、確かにそうかもしれない。   |
| 〇<br>委<br>員 | 散々マナーとかそういう言葉、マナーをちゃんとしなくてはいいけないとか、そういう言葉は、いろいろな項目で散りばめられているんですが、マナーを守りましょうみたいなところで終わってしまっていますので。<br>それで、最終的には先ほどのご意見のように、誰もこれを読まないよという、なかなか読んでもらえないというところにつながってくるんでしょうけれど   |

|                   |    |  |
|-------------------|----|--|
|                   |    | ども、やはりこれを区民の方々が読んでくれて、しっかりと巻き込まれてくれることが重要だという、その部分に何とかうまく帰結できればよいと考えております。   |
| L                 | 委員 | 1ページ目の基本的事項の(3)の取り組みの主体のところ、一番最初に載っているのはいけませんか。  |
| O                 | 委員 | はい。これが必要不可欠であるとして書いてあるんですけども、必要不可欠であるとぼんっと言われても、恐らく「ああ、そう」みたいな、いや、説得力という意味で、しっかり区民が巻き込まれないと、ここに書いてあることというのは、何もできませんよということまで、何か理解度がこれではと、「ああ、そうですね」と行動してくれる人が何人いるかということですよ。この必要不可欠とここに書いてあるだけで、何人の人が、わかる人はもう恐らく8割の人がわかってくれるでしょうけれども、行動してくれる人は5%ぐらいかもしれないし。  |
| 会                 | 長  | 根拠がもっと、読んだ人に伝わっていくように。   |
| O                 | 委員 | ちゃんと伝わるようになるような。   |
| 会                 | 長  | 単なるお説教的な表現ではだめというご意見ですね。説得力がなければ。  |
| O                 | 委員 | そうですね。わかっていたらいいものというのは、何かないのかと。ただ、区として余り言うと、区が責任逃れをしているなんて思われるから、書きにくい部分もあるかもしれませんが、やはり区民が一緒になって、行動しない限り、さまざまな問題が解決しないというところ。  |
| 会                 | 長  | 例えばそういうことを、データがあれば書けるのですが、例えばごみというのは、杉並区の中で発生するごみの中で、一般家庭から発生するごみというのは、割合、産業系と事業系と一般家庭といったときに、一般家庭の割合というのはどのくらい占めるとか、車の排出量、NOxでもCO <sub>2</sub> でもいいんですけども、いわゆる交通といったときに、一般の乗用車から排出される車のCO <sub>2</sub> というのが全体のどのくらいを占めるとか、排水といったときに、工場排水もあれば、事業場排水もあるけれども、生活系排水というのは全体のどのくらいを占めるとか、こういうデータはありますか。いかがでしょうか。 |
| 地域エネルギー<br>対策担当課長 |    | 恐縮ですが、CO <sub>2</sub> に関しましては、通過交通で、都のデータを割り返している関係で、捕捉不可能でございます。  |
| 会                 | 長  | 不可能と簡単に言われてしまうと何か.....   |
| 地域エネルギー           |    | 都で集計しているので、区にはその内容の詳細が伝わってこなくて、結果の   |

|                   |  |
|-------------------|--|
| 対策担当課長            | 数値だけ送付されておりますので、ブラックボックスのようになっています、ここで.....  |
| 会 長               | 区だけの責任で出すというのは無理であるとお話ですね。   |
| 地域エネルギー<br>対策担当課長 | はい。区の責任として、出すことができないという意味でございます。   |
| 会 長               | 東京都全般のデータだったらわかるのでしょうか。  |
| 地域エネルギー<br>対策担当課長 | 東京都が算出の基礎にどういう数値を使っているのかというのが、こちらに示されていないので、会長の今の質問にも私としてはお答えできないということでございます。  |
| 会 長               | わかりました。実は、国ベースならわかっていますけれども、日本って島国ですから、年間使われているガソリンの量だとか、そういったものが。しかし、東京の場合は神奈川でガソリンを入れて、埼玉へ行って、通過交通で環八通っているかもわからないではないですか。残念ながら区単位で調べるというのは、すごく難しい。ガソリンスタンドでの入れた量で、それを割り返してしまうというやや乱暴な方法で数値化しているところはありますけれども、そうすると、インターチェンジの近隣にある区では、排出量が増えるはずですよ。そういう話はあるけれども、ほかに、ごみだとかはできますか。 |
| ごみ減量対策課長          | ごみでも、家庭系であれば、確実に区で把握しています。あと一廃の事業系であれば可能かと。ただ、産廃になってきますと、これは全く各区域別に集計は出てきませんので、ちょっと難しいかなと。   |
| 会 長               | 事業系はわかりますね。  |
| ごみ減量対策課長          | 事業系の持ち込み、多少はわかると思いますけれども、区から出た持ち込みのごみ量というのは、事業系でわかってきますけれども、さっき申し上げました産廃というのが全くわからないですね。   |
| 会 長               | 排水というのはどうですか。水は。   |
| ごみ減量対策課長          | 下水道局になって、それで多分、下水道に持っていかどうかですね。当然、料金を払っているでしょうから、排水量はわかってくるでしょうけれども、事業系であっても。ただ、杉並区の場合は、その工場というのがないですから、余り地下水を使っているかはわからないですけども。   |
| L 委 員             | 今、データのことをおっしゃっていますけれども、もしかしたら、この文言の のところでもですけども、区民の生活によって、環境を汚染するみたいなことがあると、だからというふうにはならない。そういうことでもないんで  |

|      |  |
|------|--|
| O 委員 | <p>すか、おっしゃっているのは、<br/>それも含めてです。とにかくわかりやすく、もっと説得力、今、会長がデータをおっしゃいました。そういうときにデータがぼんっ入っていると、何だ、結局、メジャーに環境を壊している主体というのが自分たちなんだという、それが自分たちの行動である程度防げる部分が非常に大きいんだということを知っていただければ、巻き込みの動機づけになるのではないかと思いますけれども。</p>   |
| 会長   | <p>なかなか、区の単位までそういうデータベースというのは、必ずしも整理されていないですね。だから、よく東京湾全体で見ると、生活排水の割合が何%とか、結構多いとか、そういうデータがよくあります。そういったときに、最後に区などが地元で説明するときに、説得するデータというのが、なかなかつかまえていっていません、今。課題ではありますけれども。ただ、確かに必要不可欠という言葉だけで言うのは、ちょっと不親切かもしれませんね。ちょっと工夫が要るかもわからない。</p> <p>ほかはいかがですか。今、貴重なご意見でした。環境教育のところ、若年層に特化したというのは、実は審議会の過程で、学校教育に対する重要性が非常に強く指摘された、もっと強化すべきではないかという意見が強く指摘されたということに伴う表現で、決して、学校教育以外、若年層以外はどうでもいいという意味ではありませんが、そういうふうに思われてしまうと、ここも誤解を生じないようにする手当てが必要かもしれません。</p> <p>ほかはいかがですか。どうぞ。</p> |
| H 委員 | <p>1つだけ。9ページの第1パラグラフの最後のほう、事業者への3Rについての表現があるんですけども、ここはたしか西友のごみの回収の話とか、店頭回収の場所を増やすとか、部会の中でいろいろな具体的な取り組みの話が出ていたかと思うんですが、そういうのが具体的な表現がこの文章だけないと。</p> <p>それで、リサイクルひろばのところは非常に具体化されているというので、もう少し、こういうことをやってもらおうとするというような具体的なことを入れ込んだらどうかなと、ふたを開いてみたら、レジ袋だけということにならないようにしておきたいなと思いました。</p>   |
| 会長   | <p>特に今の指摘は何行目のぐらいですか。</p>  |
| H 委員 | <p>第1パラグラフの下から4行目です。さらに、事業者における廃棄物の減量促進.....</p>   |

|          |  |
|----------|--|
| 会 長      | これが、やや抽象的ではないかということですか。  |
| H 委 員    | はい。この部分だけ妙にきれいな文章になっている。   |
| 会 長      | 多分、具体的な取り組みのイメージがまだつかめていないと、どうしても抽象化する文章になりがちですね。いかがですか。この辺、事務局で何か説明できますか。事業者における廃棄物の減量促進、拡大生産者責任推進の働きかけを通じた発生抑制、ここですか。  |
| ごみ減量対策課長 | 9ページが一番上1行目の後段ですね。生ごみ減量のためには云々のその2行目でしょうか。最後の、事業者との連携により、消費者が排出する未利用云々と書いている、ここが先ほど申し上げました西友が実施されているとか、そういう例で、触れていたのですけれども。  |
| H 委 員    | であれば合体させて、うまく組み立て直して、それも入れ込んで書かれたことで、読んだときに、「ああ、こういうことするんだ」ってすんなり入ってくると思います。   |
| 柳下 会 長   | このところは間違いではないと思いますが、より具体的な議論があったところが、やや抽象的な表現になってしまったので、何を言っているのかわからないという。そういうことですか。   |
| H 委 員    | せっかく今、ごみ減量対策課長がおっしゃられたように、文章の上の、9ページの上のほうで西友の取り組みについて書かれているというところも、あったよということがわかるように、事業者に対しての働きかけ云々という文章の中でも、繰り返してもいいぐらいに、結果としてこういう議論があって、こういうようなことをしようとしているというのを、伝えてほしいなと思います。お題目だけになってしまっているわけではないということをきちっと入れたほうがよいと思います。  |
| 会 長      | わかりました。もう一回、この辺の文言を整理し直しましょう。ありがとうございました。<br><br>ほかはいかがですか。よろしいですか。私が意見を、私個人として出したのは、いろいろな皆さんのおっしゃったことをどういう具体化するかなということで、出したのが実は13ページの一番下から、七、八行目のところでして、それ以外はなるべく事務的な扱いをさせていただいたつもりですが、特に提案したところは、下から七、八行、「例えば」というところですね。この進行管理を公民協働でやるって一体何なんだろうかという。これは実は、一般論として美しい言葉ですが、具体的にどうするのというのは、ここで大分議論しました |



|              |  |
|--------------|--|
|              | <p>が、なかなかこうだねという方向は出ませんでしたね。ここで提案としては、この審議会で、この部会という言い方がいいのかどうか私はちょっと、形式上、部会しかないのだったら、部会ですが、やや大げさだなと思いつつも、要するに審議会というものを最初に利用しながら、公民協働の進行管理というものを志向しなんでしょうね。審議会でやると言っているのではないです。志向して、その結果を踏まえて、それが発展的に何かの誕生につながっていく。これをその誕生した結果を、平仮名の「すぎなみ方式」と書いてあります。だから、「すぎなみ方式」って何かあるわけではないのですよ。それで、「すぎなみ方式」というものを誕生させたらいかがでしょうかということとは考えられると。こういう非常に、そういう言葉です。これが本当に、これも単なる言葉で終わってしまうのか、こういったことが本当にこの審議会のメンバーの中で、生んでやろうじゃないかという気持ちがあるのかどうかというのが、気になるところでありまして、ちょっといかがでしょうか。そんなのも考えつかないというのでしたら、これはカットしなければいけないです。</p> <p>どうぞ。</p> |
| <p>〇 委 員</p> | <p>私もこれを最初に読んだとき、ぽっと目についたところで、実は「発展させていくことが考えられる」というのが、逆に私は不満で、ここで議論されたので、もっと強い言葉で、「考えられる」ではなくて、「やるぞ」ぐらいでいいのかなと、私は個人的な意見としてはそう思いました。その前段階で、「評価見直しを行うことが求められる」というふうにしっかり言われていますので、例としての、ここでの例えば部会としてというのは、「考えられる」でいいんですけども、「公民協働による取り組みを杉並方式へと発展させていくべきだ」とか、何かそれぐらい強い言葉でもよろしいのではないかと私は思っております。非常にここは重要なポイントだと思います。</p>  |
| <p>会 長</p>   | <p>ほかはいかがですか。確かにちょっと離れたところから、何か達観した書き方になっていますね、評論家的に。「発展させていくべきではないか」と、発展させていくべきだが、「べきである」という表現でいかがですか。</p> <p>今の、よろしゅうございますか。〇委員からそういう積極的なご意見が出ましたけれども。</p>   |
| <p>S 委 員</p> | <p>どうぞ、S委員。</p> <p>私もその意見に賛成です。基本的にはやはり環境問題というのは、公民協働であるべき、公だけでも達成できませんし、民だけでも達成できませんし、理</p>   |

|                     |   |
|---------------------|---|
| <p>会 長</p>          | <p>想は高いですけども、やっぱり協働してやっていくべきだという形にしたほうがいいのかなというふうに思います。</p> <p>ありがとうございました。もしご異存ないようでしたら、そのような方向で、今申し上げたような修正文にしてみたいと思います。</p> <p>非常にホットな議論で、時間を大分超過しましたので、もうそろそろ締めたいと思います。今日大分議論が出されて、多分、出尽くしているのではないかと私は思いますが、よろしゅうございますか。もしよろしければ、今日のご意見を踏まえて、もう一回事務局に修正をしてもらいたいと思います。生かしていただきたいと。もちろん私も責任を持ちますが、これからの進め方について、審議会の答申を得て、区としてはどういう手順を考えているのかを先にお示しいただけませんか。</p>   |
| <p>環境課長</p>         | <p>ご審議ありがとうございます。今後のスケジュールということでございますけれども、審議会でのご答申を、今日のご議論も踏まえて、ご答申をいただいた後は、いよいよ本体、環境基本計画の改定案をつくるという作業になります。事務局としては非常にタイトなのでございますが、この7月、8月で、環境基本計画の改定案をつくっていかうと考えてございます。</p> <p>それで、できましたら、秋に、9月に定例の区議会がございます。その区議会にも、その案をお示しをした上で、秋に区民意見提出手続、いわゆるパブリックコメントを秋に、10月ぐらいかなと思ってございますが、9月、10月ぐらいにパブリックコメントを行いまして、そういうところで出てきたご意見も踏まえて、基本計画の改定案を固めまして、区として11月の第4回の区議会、これも定例会でございますが、区議会には、環境基本計画の決定をご報告できればというスケジュール感を持ってございます。</p> |
| <p>会 長<br/>環境課長</p> | <p>ということは、答申というのはいつごろ期待されている。</p> <p>失礼しました。今日、これでご議論いただきましたので、答申はできましたら、今日はこれで案でございますので、おおむね2週間ぐらいの間に、固められればありがたいなと思っています。私ども事務局としては、もうこの状況を踏まえて、本体基本計画の改定案の作業に、計画改定案の作業に着手したいと考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p>   |
| <p>会 長</p>          | <p>わかりました。要するに7月、8月をこの答申を踏まえた事務方の計画本体の作業に当てたいと、9月以降は、議会とパブリックコメントで、11月には成案化しなければいけないということだと。わかりました。ということは、答申</p>  |

|      |   |
|------|---|
| 環境課長 | <p>というのは、もう一回開くというのではなくて、どういう形をとりますか。</p> <p>答申案につきましては、事務局といたしましては、今日のご議論が審議会としてはお集まりいただくのは、最後にしていただきまして、おまとめいただくとありがたいというふうに考えてございます。</p>   |
| 会長   | <p>わかりました。ではこうさせていただきます。今のことを前提にしまして、7月の15日ぐらいに皆さんの意見を踏まえたものでセッティングするためには、この1週間ぐらいの間に、今日の議論というものを踏まえて、もう一回案をまとめる作業をしたいです。皆さんにも最終的にこういった形で一つよろしく願いしますというものを見せていただいて、そして15日ぐらいにはセッティングというふうにさせていただきたいと思います。</p> <p>今日は大分、最初の段階で、時間をとりすぎたのかもしれませんが。そのために、まだ後ろの文章で、意見を言いたかったのに、言っていないという箇所がおありだとするならば、事務局に大至急に、実はこういう意見があったが、時間の都合で発言できなかったというのがあれば、言っていただければありがたいなと思います。</p> <p>事務局と相談して、皆様に最終、お知らせします案は、私と事務局とよく相談して、一任させていただきたいと思っています。それから、もちろん皆様からもしご意見をいただいた場合も、それをどういうふうに生かしたらいいかということについても責任を持って調整させていただきたいと思っています。</p> <p>ここで議論は一応、一旦終わりということで、一回事務局にお返しをいたしたいと思えますけれども、先ほどの話以外に何かございましたか。</p> |
| 環境課長 | <p>長時間のご議論、ありがとうございました。2点だけご報告申し上げます。</p> <p>1つは、先ほど議事録などのお話がちょっと出ておりましたけれども、議事録につきましても、この当審議会で、今日も前回の議事録を確認していただきましたが、審議会の状況ということで、区民にご覧いただけるように、区の公式ホームページなどでも見られるようにしておきます。今回の答申文も、答申ができましたら、ホームページに掲載をして、区民にご覧いただけるようになるということで、公開になるということだけは確認をさせていただきたいと思えます。</p> <p>それから、次の審議会の日程でございます。先ほど申し上げましたとおり、これから環境基本計画の計画自体の改定作業を事務局として進めまして、秋には区民にも広くご覧いただけるような段階になりますので、この審議会につき</p>  |

|                |   |
|----------------|---|
|                | <p>まして、もちろん環境基本計画の案をご覧いただき、ご意見をいただきたいと存じてございますので、今の私どものスケジュールで申し上げますと、10月の中旬ぐらいに開催させていただければと考えてございます。次回、56回になります。次回の審議会、10月中旬ごろということで、日程につきましては、会長と調整をさせていただきまして、改めて委員の皆様にはご連絡を申し上げますので、よろしくお願いいたしますと思います。</p> <p>私からは以上でございます。</p> |
| <p>会 長</p>     | <p>10月の中旬といいますと、ちょうどパブリックコメントの実施期間中になりますでしょうか。</p>  |
| <p>環 境 課 長</p> | <p>パブリックコメントの直前か、やっているところかというところで、この場で案をお配りして、ご意見をいただいたものの、環境基本計画の最終的な決定前の案に反映できるようなタイミングでは、ぜひ開かせていただきたいと考えてございます。</p>  |
| <p>会 長</p>     | <p>ありがとうございました。時間を大分超過したことは、進行の不便で、すみませんでした。</p> <p>以上で第55回の審議会は終了させていただきたいと思います。大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。</p>  |